

上富良野町耐震改修促進計画

平成 21(2009)年 2 月 1 日

上富良野町

目 次

1 計画策定の背景と目的	
1-1 計画の背景	1
表 1-1 耐震改修促進法の改正に向けた動きと最近の主な地震	
1-2 計画の目的	2
1-3 計画の位置づけ	2
1-4 計画の期間	2
2 上富良野町の概況	
2-1 位置と生い立ち	3
2-2 自然と地勢	3
2-3 交通	4
2-4 産業	4
2-5 上富良野町における過去の地震被害	5
表 2-1 北海道内の主な地震被害	
3 想定される地震と被害の予測	
3-1 地震発生のしくみ	6
3-2 想定される地震タイプと規模	7
図 3-1 北海道で想定される「8つの海溝型地震」	
表 3-1 主要活断層における地震発生確率等の長期評価	
図 3-2 北海道で想定される「8つの断層帯」	
3-3 被害の予測	10
表 3-2 想定地震と被害の予測	
図 3-3 「富良野断層帯」において想定される震度分布図	
図 3-4 「全国どこでも起こりうる直下の地震」において想定される震度分布図	
4 建築物の耐震化の状況	
4-1 住宅の耐震化の状況と将来推計	12
(1) 耐震化の状況	
表 4-1 地区別における住宅の耐震化の状況	
表 4-2 住宅の耐震化の状況	
(2) 耐震化の将来推計	
表 4-3 住宅の耐震化の推計	
4-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況と将来推計	13
(1) 耐震化の状況	
表 4-4 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況	
(2) 耐震化の将来推計	
表 4-5 多数の者が利用する建築物の耐震化の推計	
4-3 地震発生時に通行を確保すべき道路と沿道建築物の耐震化の状況	14
(1) 地震時に通行を確保すべき道路の指定状況	
表 4-6 北海道耐震改修促進計画における耐震改修促進法第6条第3号適用道路	
表 4-7 上富良野町耐震改修促進計画における北海道耐震改修促進計画「第4-1-(6)地震時に通行を確保すべき道路の指定」に基づく指定	
図 4-1 耐震改修促進法第6条第3号適用道路	
(2) 地震時に通行を確保すべき道路と沿道建築物	
図 4-2 特定建築物となる建築物高さの考え方	
4-4 町有建築物の耐震化の状況	18
表 4-8 町有建築物の耐震化の状況	
5 建築物の耐震化の目標	
5-1 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標	19

表 5-1 耐震化率の現状と目標	
5-2 町有建築物の耐震化の目標等	19
6 建築物の耐震化を促進するための施策	
6-1 耐震化促進主体の役割	20
(1) 建物所有者の役割	
(2) 建設関連事業者の役割	
(3) 上富良野町の役割	
6-2 耐震化促進のための啓発や知識の普及	21
(1) 防災マップの作成	
(2) 啓発資料・ホームページを活用した情報提供	
(3) 講演会等イベントによる周知・啓発活動	
(4) 消防署との連携	
(5) 学校教育との連携	
(6) 福祉関係者との連携	
(7) 専門家の派遣	
(8) リフォームにあわせた耐震改修の誘導	
(9) 耐震改修促進税制等制度活用	
(10) 不動産取引を通じた耐震化に関する事項の周知・啓発	
6-3 耐震改修促進のための環境整備	22
(1) 相談窓口での情報提供	
(2) 相談窓口の相談員の資質向上	
(3) 技術者の育成	
(4) 自主防災組織等との連携	
6-4 所管行政庁等との連携	23
(1) 北海道との連携	
(2) 関係団体との連携	
6-5 耐震診断・改修の促進を図るための支援・助成	24
(1) 木造住宅無料耐震診断の活用	
(2) 耐震診断・改修費用の助成	
(3) 税制上の優遇制度	
6-6 その他地震に対する安全性を高めるための施策	25
(1) ブロック塀等の倒壊防止	
(2) 窓ガラス等の落下物対策	
(3) 家具の転倒防止対策	
(4) 土地の安全対策	
7 計画の推進に向けて	26
(1) 計画の見直し等について	
(2) 国等の制度変更について	

資料編

資料1 用語の解説	28
資料2 北海道耐震改修促進計画の概要	31
資料3 建築物の耐震改修の促進に関する法令等	
○建築物の耐震改修の促進に関する法律	32
○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	39
○建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	42
資料4 近年の富良野地方での有感地震	46
資料5 気象庁震度階級関連解説表	49

1 計画策定の背景と目的

1-1 計画の背景

平成 7(1995)年 1 月に発生した阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）の教訓を踏まえ、同年 10 月に、「建築物の耐震改修^(※)の促進に関する法律（平成 7 年法律 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）」が制定されました。

しかし近年、日本各地で大地震が頻発するとともに東海地震などの発生が危惧されていることから、建築物の耐震化^(※)については平成 17(2005)年 9 月の中央防災会議（内閣府）において“社会全体の国家的な緊急課題”とされ、住宅及び多数の者が利用する建築物^(※)の耐震化率^(※)を平成 27(2015)年までに 9 割にするという目標が示されるとともに、これを受けて同年 11 月には計画的かつ効果的な耐震化の促進を目的として、各自治体による耐震改修促進計画の策定責務などを盛り込んだ法改正が行われました。

上富良野町では、町の開基である明治 30(1897)年以降、大きな地震災害を受けてはませんが、大地震が発生した場合には、現行の構造関係規定に適合しない建築物については、建築物の倒壊などの被害や、これに起因する生命、身体、財産に対する被害が想定されることから、これを未然に防止するために、建築物の耐震化を早期に進める必要があります。

表 1-1 耐震改修促進法の改正に向けた動きと最近の主な地震

法改正の動き	最大震度 ^(※) 6 弱以上を記録した地震
H17(2005). 2.25 住宅・建築物の地震防災推進会議 ^(※) の設置	H16(2004).10.23 新潟県中越地震 (M ^(※) 6.8、震度 7)
H17(2005). 3.30 中央防災会議 ^(※) 「地震防災戦略」決定 ・今後 10 年間で東海地震等の死者数及び経済被害を半減させることを目標 ・この目標を達成するために、住宅の耐震化率を現状の 75% から 9 割とすることが必要	H17(2005). 3.20 福岡県西方沖地震 (M 7.0、震度 6 弱)
H17(2005). 6.10 住宅・建築物の地震防災推進会議による提言 ・住宅・特定建築物 ^(※) の耐震化率を現状の 75% から 9 割とすることを目標 ・耐震改修促進法等の制度の充実、強化 ・支援制度の拡充、強化等	H17(2005). 8.16 宮城県沖の地震 (M 7.2、震度 6 弱)
H17(2005). 9.27 中央防災会議「建築物の耐震化緊急対策方針」決定 ・建築物の耐震化について、社会全体の国家的な緊急課題として全国的に緊急かつ強力に実施 ・耐震改修促進法の見直しに直ちにに取り組む ・学校、庁舎、病院等公共建築物等の耐震化の促進等	
H17(2005).10.28 特別国会において改正耐震改修促進法の成立	
H17(2005).11. 7 改正耐震改修促進法の公布	
H18(2006). 1.25 関係政省令、国の基本方針等の公布	
H18(2006). 1.26 改正耐震改修促進法の施行	
	H19(2007). 3.25 石川県能登半島地震 (M 6.9、震度 6 強)
	H19(2007). 7.16 新潟県中越沖地震 (M 6.8、震度 6 強)
	H20(2008). 6.14 岩手・宮城内陸地震 (M 7.2、震度 6 強)
	H20(2008). 7.24 岩手県沿岸北部地震 (M 6.8、震度 6 弱)

1-2 計画の目的

上富良野町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、町民が安全で安心して暮らし、生きいきと活動できるまちづくりを進めるために、昭和 56(1981)年以前に建築された建築物の地震に対する安全性能を計画的に向上させることを目的として策定します。

1-3 計画の位置づけ

(1) 根拠法

本計画は、耐震改修促進法第 5 条第 7 項の規定に基づき、耐震性能を高める耐震化を促進するために必要な事項を定めます。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法のほか、「建築物の耐震診断^(※)及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18(2006)年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号）」や「北海道耐震改修促進計画（平成 18(2006)年 12 月北海道策定）」を踏まえるとともに、本町の上富良野町地域防災計画^(※)（平成 17(2005)年 3 月）や分野別計画と整合を図りつつ定めるものです。

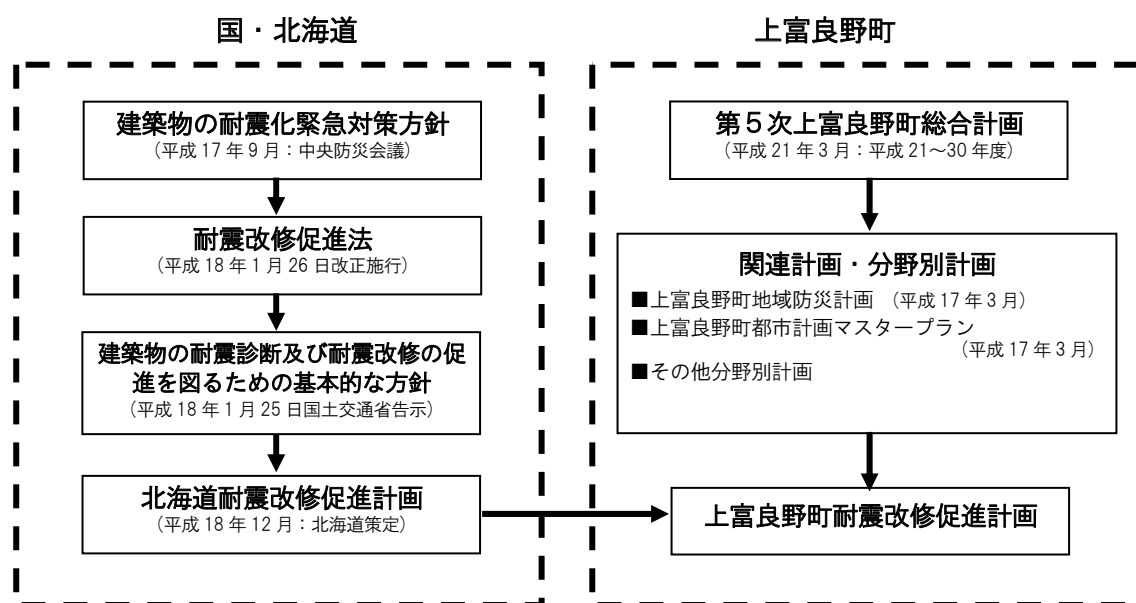


図 1-1 上富良野町耐震改修促進計画の位置づけ

1-4 計画期間

計画期間は、平成 21(2009)年度から平成 27(2015)年度の 7 年間とします。

2 上富良野町の概況

2-1 位置と生い立ち

上富良野町は、北海道のほぼ中央部、東経 142 度 41 分 25 秒、北緯 44 度 32 分 55 秒に位置し、北から東にかけて美瑛町と新得町、南富良野町、南から西にかけては富良野市と中富良野町に隣接しています。

上富良野町は、滝川村(現滝川市)から分割設置された奈江村(現砂川市)の区域の東側の一部と、滝川村の区域の東側の一部を合わせて、明治 30(1897)年 7 月 1 日に再区画し、歌志内村(現在の歌志内市、赤平市、芦別市の区域)と富良野村(現在の富良野町、中富良野町、富良野市、南富良野町の区域)として生れたものです。



当時の富良野村は、歌志内村に共同役場(開庁明治 30(1897)年 7 月 15 日)を置いていましたが、明治 32(1899)年 6 月 25 日に現在の富良野町の位置に役場を独立しました。

明治 36(1903)年 7 月 8 日には、富良野村を上富良野村と下富良野村(現富良野市)に分村し、明治 39(1906)年 4 月 1 日には富良野地方の一員として占冠村の区域変えが行われ、また、大正 6(1917)年 4 月 1 日に中富良野村が分村し、現在の 1 市 3 町 1 村の区域が確定しました。

上富良野・中富良野分村当時の上富良野の人口は 9,786 人で、以後年々増加しましたが、昭和 30(1955)年の自衛隊の駐屯により急増し、昭和 35(1960)年には 17,101 人となりました。しかし、その後減少が続いており、平成 17(2005)年には 12,352 人となっています(国勢調査結果による)。

2-2 自然と地勢

町域は東西 24.6km、南北 19.0km、面積 237.18 平方km で、東に大雪山国立公園大雪山系の十勝岳(2,077 m)、西に夕張山地の先端で芦別山塊といわれる山岳地帯、北に両山系の山麓と三面を山岳地帯に囲まれています。南には市街地が開け、市街地を囲んで牧歌的な丘陵地帯とカラマツ林の景観が続き、富良野盆地の平坦部につながっています。



大雪山系の十勝岳連峰を源流とする富良野川、ヌッカクシ富良野川、ベベルイ川などが富良野盆地に向けて流れています。また町の北部には日新ダム、日の出ダム、江幌貯水池があります。

本町は内陸部に位置し、周囲を山に囲まれているため、気温の日格差、月格差が大きい内陸性気候^(※)を示し、夏の最高平均気温が26℃前後、冬の最低平均気温は-15℃前後となります。年間降雨量は約1,000mm、年間積雪量は平坦部で約1m、山間部では2～3mに達します。

2-3 交通

旭川市へは約46km(国道237号利用:約1時間)、旭川空港へは約35km(車:約45分)、札幌市へは約140km(国道237、38、12号利用:約3時間、国道237号、道央自動車道利用:約2時間15分)、帯広市へは約136km(国道38、237号利用:約2時間45分)の距離にあります。東京から旭川までは、飛行機で1時間35分、大阪からは2時間です。

旭川市から富良野市を通り、太平洋に面した門別町へ南下していく国道237号がJR富良野線に並行して町を縦断しており、また、道道吹上上富良野線の通る市街地から放射線状に、美瑛町方面へ道道美沢上富良野線が、十勝岳方面へ道道吹上上富良野線が、中富良野町へ道道上富良野旭中富良野線等が走っています。



2-4 産業

本町は、農業を基幹産業とする町ですが、後継者の不在や農産物価格低迷による営農環境の悪化などによって、離農が続いて農業者は減少を続けています。

町の東方には、大雪山系十勝岳の連峰が美しい山並みを見せています。この十勝岳は、噴煙を上げて活動を続ける火山で、周期的に噴火災害をもたらす一方で、地の恵みである温泉を湧かせています。

また、上富良野を発信地とするラベンダーが初夏の丘を紫に彩り、北海道の顔ともなっているなど、観光の町でもあります。最近では、なだらかな丘陵とパッチワーク模様の農作物、背後にそびえる連峰が織りなすダイナミックな風景が、多くの来訪者を魅了しており、「卸売・小売・飲食店」「サービス」従事者が多いことがうなずけます。

上富良野町には、基地の町というもうひとつの顔があります。陸上自衛隊の駐屯地があり、十勝岳連峰の裾野には、広大な演習場が広がっています。産業別就業者数の公務が飛びぬけて多いのは、この理由によります。

2-5 上富良野町における過去の地震被害

上富良野町においては、明治 30(1897)年の開基、入植以降、地震による大きな被害を受けた記録がなく、近年、北海道内で発生した平成 5(1993)年の釧路沖地震及び北海道南西沖地震、平成 6(1994)年の北海道東方沖地震、平成 15(2003)年の十勝沖地震等においても建築物に対する被害は起きていません。

しかし、平成 15(2003)年 9 月 26 日発生した十勝沖地震においては、江花、静修、里仁地区の簡易水道施設の水源に濁りが生じたのが、唯一記録されている被害となっています。

なお、過去に道内で発生した地震被害と、上富良野町で記録された震度は次のとおりとなっています。

表 2-1 北海道内の主な地震被害

※[]内は本町及び近隣。震度×は記録なし。

区分	発年月日地震名	規模(M)	震度	地域名	被害状況
太平洋側	昭和 27(1952)年 3 月 4 日 十勝沖地震	8.2	5	浦河、帯広、釧路 [上富良野×、中富良野×、富良野 4、 南富良野×、旭川 3]	太平洋一帯に大被害、大津波 死者 28、不明者 5、負傷者 287 住家全壊 815、流出 91、半壊 1,324
	昭和 43(1968)年 5 月 16 日 十勝沖地震(青森県東方沖)	7.9	5	浦河、苫小牧、広尾、函館 [上富良野×、中富良野×、富良野 4、 南富良野×、旭川 3]	南西部地方を中心に被害、津波 死者 2、負傷者 133 住家全焼 27、半壊 81
	昭和 48(1973)年 6 月 17 日 根室半島南東沖地震	7.4	5	釧路、根室 [上富良野×、中富良野×、富良野 2、 南富良野×、旭川 1]	釧路、根室地方に被害、津波 負傷者 28 住家全壊 2、半壊 1
	昭和 57(1982)年 3 月 21 日 浦河沖地震	7.1	6	浦河 4 帯広、苫小牧、札幌、小樽 [上富良野×、中富良野×、富良野×、 南富良野×、旭川 3]	日高地方沿岸を中心に被害、小津波 負傷者 167 住家全壊 13、半壊 28
	平成 5(1993)年 1 月 15 日 釧路沖地震	7.8	6	釧路 5 帯広、広尾、浦河 [上富良野×、中富良野×、富良野×、 南富良野×、旭川 3]	釧路、十勝地方を中心に被害 死者 2、負傷者 966 住家全壊 53、半壊 254
	平成 6(1994)年 10 月 4 日 北海道東方沖地震	8.1	6	釧路、厚岸、中標津 5 根室、広尾、浦河 [上富良野×、中富良野×、富良野×、 南富良野 4、旭川 2]	根室地方を中心に被害 負傷者 436 住家全壊 61、半壊 348
	平成 15(2003)年 9 月 26 日 十勝沖地震	8.0	6弱	新冠、静内、浦河、鹿追、忠 類、幕別、豊頃、釧路、厚岸 [上富良野 4、中富良野 5弱、富良野 4、 南富良野 4、旭川 4]	日高、十勝、釧路地方を中心に被害 行方不明 2、負傷者 847 住家全壊 116、半壊 368
日本海側	天保 5(1834)年 2 月 9 日 (石狩川河口付近)	6.4	6	石狩川河口付近(推定) 5 札幌市の一部(推定) 記録なし	石狩川河口付近を中心に被害 住家全壊 23、半壊 3
	大正 7(1918)年 5 月 26 日 留萌沖地震	6.0	5	鬼鹿、幌延 記録なし	留萌郡鬼鹿村に小被害
	昭和 15(1940)年 8 月 2 日 積丹半島沖地震	7.5	4	羽幌、留萌、幌延、岩内、乙 部 [上富良野×、中富良野×、富良野 3、 南富良野×、旭川 3]	天塩、羽幌、苫前を中心に被害、津波 死者 10、 住家全壊 26、半壊 7
	昭和 58(1983)年 5 月 26 日 日本海中部地震	7.7	4	森、江差 [上富良野×、中富良野×、富良野×、 南富良野×、旭川 1]	渡島、桧山、特に奥尻に被害、大津波 死者 4、負傷者 24 住家全壊 9、半壊 12
	平成 5(1993)年 7 月 12 日 北海道南西沖地震	7.8	5	小樽、寿都、江差、深浦 [上富良野×、中富良野×、富良野×、 南富良野×、旭川 2]	渡島、桧山、特に奥尻に大被害、大津波 死者 201、行方不明 28、負傷者 323 住家全壊 601、半壊 408
内陸	昭和 34(1959)年 1 月 31 日 弟子屈地震	6.3	5	阿寒湖畔、上御卒別 4 釧路 [上富良野×、中富良野×、富良野×、 南富良野×、旭川×]	弟子屈、阿寒を中心に被害 住家全壊 2、一部損壊
	昭和 62(1987)年 1 月 14 日 日高山脈北部地震	7.0	5	釧路 4 帯広、苫小牧、根室、浦河、 広尾 [上富良野×、中富良野×、富良野×、 南富良野×、旭川 2]	胆振、十勝、釧路を中心に被害 負傷者 7 住家半壊

※ 北海道地域防災計画に加筆(気象庁震度データベース検索による)

3 想定される地震と被害の予測

3-1 地震発生のしくみ

日本は地震国といわれるほど多くの地震が発生しますが、この発生のしくみは次のように考えられています。

地球の地表をおおっているプレート^(※)の運動によって、地震の多くは起こります。日本列島付近に多数のプレート境界があることが日本で地震が多い理由です。

また、地震はその起こり方によっていくつかのタイプに分けられますが、大きく分けると次のようなものがあります。

ア. 海溝型地震

マントル^(※)の対流にともない海側のプレートが陸側のプレートを押すとともに引きずり込みながら陸のプレートの下にもぐり込んでいますが、プレートがぶつかり合うところにひずみが生じます。このひずみが限界に達すると、引きずり込まれたプレートが元に戻ろうとして跳ね返り、この結果起こる地震が「海溝型地震」です。

特 徴	・ マグニチュードが8程度以上の巨大地震が発生することがあります。 ・ 地震の発生とともに海水も急に持ち上げられるので津波を伴うことがあり、被害を広範囲に拡大することがあります。
過去の地震	関東大地震、東海地震、南海地震など 北海道内では、太平洋側で十勝沖地震、釧路沖地震、北海道東方沖地震など、日本海側で留萌沖地震、南西沖地震などがあります。

イ. 内陸型（直下型）地震

プレートのぶつかりあいによって、陸側のプレート上にある日本列島の内部にひずみがたまります。そのひずみが限界に達し、それが断層活動などで放出されるのが内陸型（直下型）地震です。

内陸型（直下型）地震において、地下で断層の運動が起きて岩盤にずれが生じると、それが地表面にまで現れることがあり、**活断層^(※)**とよんでいます。

特 徴	・ 海溝型地震と較べて規模が小さいのが普通ですが、人の住む内陸で起こることが多く、震源からの距離が近いだけに大きな被害を出すこととなります。 ・ 活断層の活動間隔は断層ごとに異なりますが千年～数万年と海溝型の地震と較べて長く、活動履歴を正確に把握しにくいことから、いつどこで起こるか分からないと言われています。 ・ 深い地震や小規模の地震は地表に地震断層が現われることが少なく、活断層があるかどうか確認が難しい状況です。
過去の地震	過去の地震 阪神淡路大震災、新潟県中越地震、福岡西方沖地震、能登半島地震、岩手・宮城内陸地震などがあります。

ウ. 火山性地震

地下での**マグマ^(※)**の移動など火山活動により火山直下及びその周辺で発生する地震が「火山性地震」です。

身近な十勝岳においては、大正 15(1926)年、昭和 37(1962)年、昭和 63-平成元(1988-89)

年の噴火の際に、十勝岳周辺の狭い区域での有感地震^(※)のほか、体に感じない小さな地震が多発しました。

十勝岳活動の過去の記録や研究から、火山性地震による被害は想定していませんが、大正15(1926)年の噴火で発生した泥流により、上富良野町・美瑛町で死者行方不明者144名のほか、農地、建物、交通施設などに大きな被害を受けたため、両町では、国や北海道と共に火山泥流防災対策に力を注いでいます。

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の数ヶ月前から数時間前に発生します。 ・火山性地震の多くは規模が小さい（マグニチュード3未満）ため、火山性地震そのものが被害をもたらすことは少ないと言われています。 ・一般の地震と違い余震や前震がなく、本震のみが単独で発生すると考えられています。
過去の地震	<p>大正3(1914)年に起きた桜島噴火の際、マグニチュード5以下の群発地震に続き噴火活動が開始し、マグニチュード7.1（震度6）の地震が発生し、この地震による人的被害や建物被害は、この年の桜島噴火による被害全体の中の大半を占め、特に地震によって誘発された斜面崩壊による死者が多数出ました。</p>

3-2 想定される地震タイプと規模

北海道耐震改修促進計画では、北海道地域防災計画及び中央防災会議の専門調査会による既往の「8つの海溝型地震^(※)」と地震調査研究推進本部^(※)で示す主要な活断層としての「8つの断層帯^(※)」を道内で想定される地震としています。

各想定地震における上富良野町における予想震度は、8つの海溝型地震においてはいずれも震度4以下と予測されていることから、地震被害を想定する対象としては、「富良野断層帯（西部・東部）：マグニチュード7.2程度～上富良野町震度6弱」及び「全国どこでも起こりうる直下の地震：マグニチュード6.9程度～上富良野町震度6弱」の活断層型と直下型の2タイプを想定し、地震被害を予測します。



図3-1 北海道で想定される「8つの海溝型地震」 ※ 北海道耐震改修促進計画から抜粋

(1) 富良野断層帯 (平成17(2005)年4月13日 地震調査研究推進本部地震調査委員会発表評価から)

富良野断層帯は、富良野盆地の西縁と芦別山地の境界付近に位置する富良野断層帯西部と、富良野盆地の東縁とその東側の丘陵の境界付近に位置する富良野断層帯東部からなります。

富良野断層帯西部は、北海道空知郡上富良野町から同郡中富良野町を経て、富良野市に至る長さ約27kmの断層帯で、北北東—南南西方向に延びており、断層の西側が相対的に隆起する逆断層と推定されています。

富良野断層帯東部は、中富良野町から富良野市を経て、空知郡南富良野町に至る長さ約25kmの断層帯です。北北東—南南西方向に延びており、断層の東側が相対的に隆起する逆断層である可能性があります。

ア 富良野断層帯西部

富良野断層帯西部の平均的な上下方向のずれの速度は0.5 m/千年程度で、最新活動時期は2世紀以後、1739(元文4)年以前であった可能性があります。また、調査研究成果による直接的なデータではありませんが、経験則から求めた1回のずれの量と平均的なずれの速度に基づくと、平均活動間隔は4千年程度の可能性があります。

全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード7.2程度の地震が発生する可能性があります。また、その際には、断層近傍の地表面では西側が東側に対して相対的に2m程度高まる段差やたわみが生じる可能性があります。

イ 富良野断層帯東部

富良野断層帯東部の平均的な上下方向のずれの速度は0.1—0.4 m/千年程度の可能性があります。また、経験則から求めた1回のずれの量と平均的なずれの速度に基づくと、平均活動間隔は9千—2万2千年程度の可能性があります。

全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード7.2程度の地震が発生する可能性があります。また、その際には、断層近傍の地表面では東側が西側に対して相対的に2m程度高まる段差やたわみが生じる可能性があります。

本断層帯は、最新活動時期が判明していないので、通常の活断層評価とは異なる手法により地震発生長期確率を求めています。

表3-1 主要活断層における地震発生確率等の長期評価

※ 北海道耐震改修促進計画から転載

断層帯名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔
		30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期
標津断層帯	7.7程度以上	不明	不明	不明	不明
十勝平野断層帯(主部)	8.0程度	0.1~0.2%	0.2~0.3%	0.5~0.6%	17000年~22000年程度 不明
同(光地園断層)	7.2程度	0.1~0.4%	0.2~0.7%	0.5~1%	7000年~21000年程度 約21000年前以後に2回 不明
富良野断層帯(西部)	7.2程度	ほぼ0~0.03%	ほぼ0~0.05%	ほぼ0~0.1%	4000年程度 2世紀~1739年
同(東部)	7.2程度	ほぼ0~0.01%	ほぼ0~0.02%	ほぼ0~0.05%	9000年~22000年程度
増毛山地東縁断層帯・沼田-砂川付近の断層帯(増毛山地東縁断層帯)	7.8程度	0.6%以下	1%以下	2%以下	5000年程度以上 特定できない
同(沼田-砂川付近の断層帯)	7.5程度	不明	不明	不明	不明 不明 約4300年前~2400年前
当別断層	7.0程度	ほぼ0~2%	ほぼ0~4%	ほぼ0~8%	7500年~15000年程度
石狩低地東縁断層帯(主部)	7.9程度	0.05~6% もしくはそれ以下	0.09~10% もしくはそれ以下	0.2~20%もし くはそれ以下	約3300年~6300年 約5200年前~3300年前
同(南部)	7.1程度以上	不明	不明	不明	不明 不明 約11000年前~2200年前
黒松内低地断層帯	7.3程度以上	2~5%以下	3~9%以下	7~20%以下	3600年~5000年程度以上 約5900年前~4900年前
函館平野西縁断層帯	7.0~7.5程度	ほぼ0~1%	ほぼ0~2%	ほぼ0~3%	13000年~17000年 14000年前以後

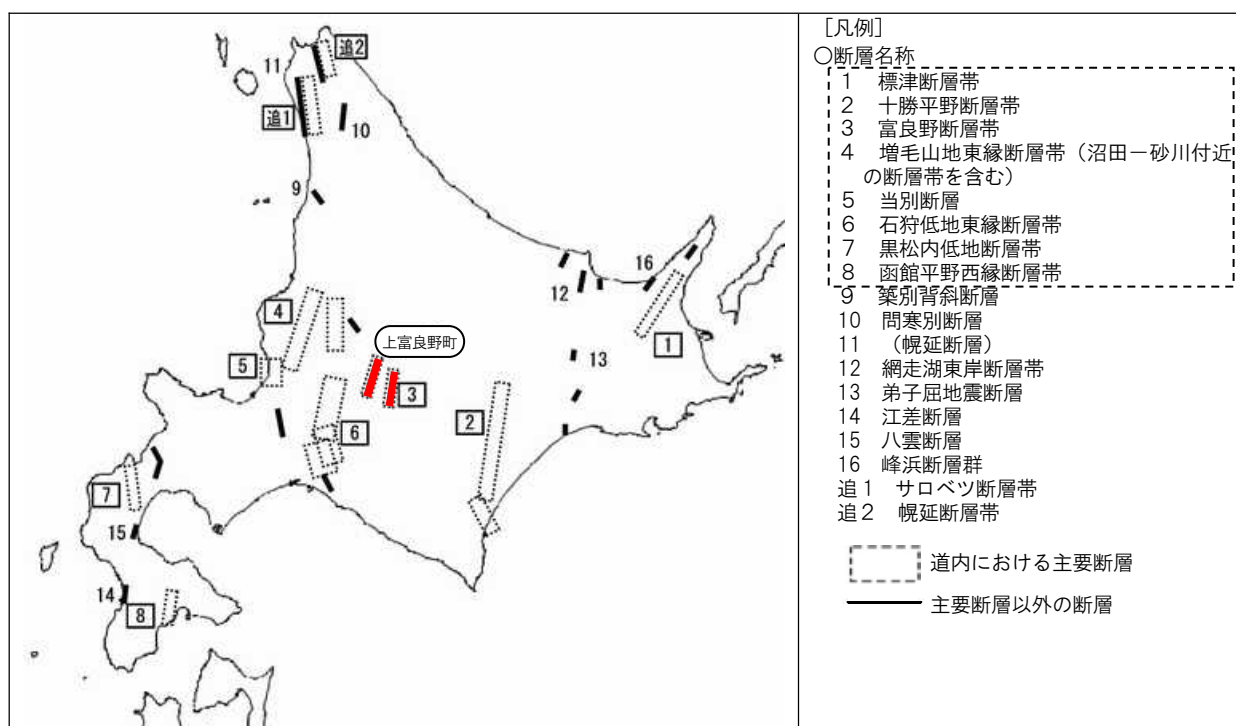


図3-2 北海道で想定される「8つの断層帯」

※ 北海道耐震改修促進計画から転載

(2) 全国どこでも起こりうる直下の地震

北海道では、明治以前の歴史資料や地震による液状化現象^(※)の痕跡などの資料が少なく、他の都府県ほど詳しく過去からの地震活動の特徴を把握できていない状況にあります。このことから、道内のどの地域においても大規模な地震が発生する可能性があります。

中央防災会議では、地震に対応する活断層が地表で認められていない地震を想定し、その地震規模の上限をつぎのような考えで想定しています。

- ① 過去の事例から、マグニチュード 6.5 以下の地震ではほとんど活断層が地表で認められておらず、マグニチュード 6.8 の地震の場合では活断層が地表で認められるものと認められないものがあること。
- ② 防災上の観点から、全ての地域で何時地震が発生するか分からないとして防災対策上の備えが必要であること。

これらのことから、マグニチュード 6.9 の震源として、全ての場所の直下で起こりうることを想定しています。

上富良野町においても、全国どこでも起こりうる直下の地震の規模を、マグニチュード 6.9 による地震として想定します。

3-3 被害の予測

想定した 2 タイプの地震では、いずれも最大震度 6 弱が予測されています。

また、同地震における上富良野町内の建築物被害については、全壊^(※)約 50~100 棟、半壊^(※)約 600~800 棟が予測され、その多くは昭和 56(1981)年以前に建築された木造建築物となっています。

人的被害については、死者^(※)数 1~2 名、負傷者^(※)数 60~90 名（うち重傷者^(※)数 10 名未満）と予測されます。

表 3-2 想定地震と被害の予測

地震のタイプ 地震属性	震源	地震規模(M)	最大震度	建築物被害予測	人的被害予測
富良野断層帯	富良野市から上富良野町域の富良野盆地東部及び西部外縁	7.2	6 弱	全壊 103 棟 (木造:97 棟,非木造:6 棟) 半壊 826 棟 (木造:796 棟,非木造:30 棟)	死者数 2 名 負傷者数 89 名 うち重傷者数 9 名
全国どこでも起こりうる直下の地震	町内の直下	6.9	6 弱	全壊 49 棟 (木造:45 棟,非木造:4 棟) 半壊 611 棟 (木造:589 棟,非木造:22 棟)	死者数 1 名 負傷者数 59 名 うち重傷者数 6 名

(注 1) 気象庁の震度階級と計測震度の関係

気象庁の震度階級	震度 4	震度 5 弱	震度 5 強	震度 6 弱	震度 6 強
計測震度	3.5~4.4	4.5~4.9	5.0~5.4	5.5~5.9	6.0~6.4

(注 2) 震度と全半壊率の関係

地震の計測震度と建築年次別の全半壊率の関係は、内閣府により過去の地震被害をもとに経験的に整理されており、昭和 56(1981)年以前(旧耐震基準時)に建てられた建築物の震度 5 強から 6 弱の地震時における全半壊率は、昭和 57(1982)年以降(新耐震基準時)に建てられた建築物の 4 倍以上になるものと予測されている。

(注 3) 建築物被害と人的被害の予測

建築物被害の評価は、内閣府(平成 17(2005)年)が阪神・淡路大震災等、過去の地震被害に基づき作成した手法を適用する。死者数の評価は、木造・非木造別の全壊棟数と住家内滞留率を用いた中央防災会議(平成 18(2006)年)の手法を適用する。負傷者数及び重傷者数の評価は、阪神・淡路大震災における建物被害率と負傷者率との関係及び負傷者数に占める重傷者の割合(重傷者比率)を用いた大阪府の手法(平成 9(1997)年)を適用する。

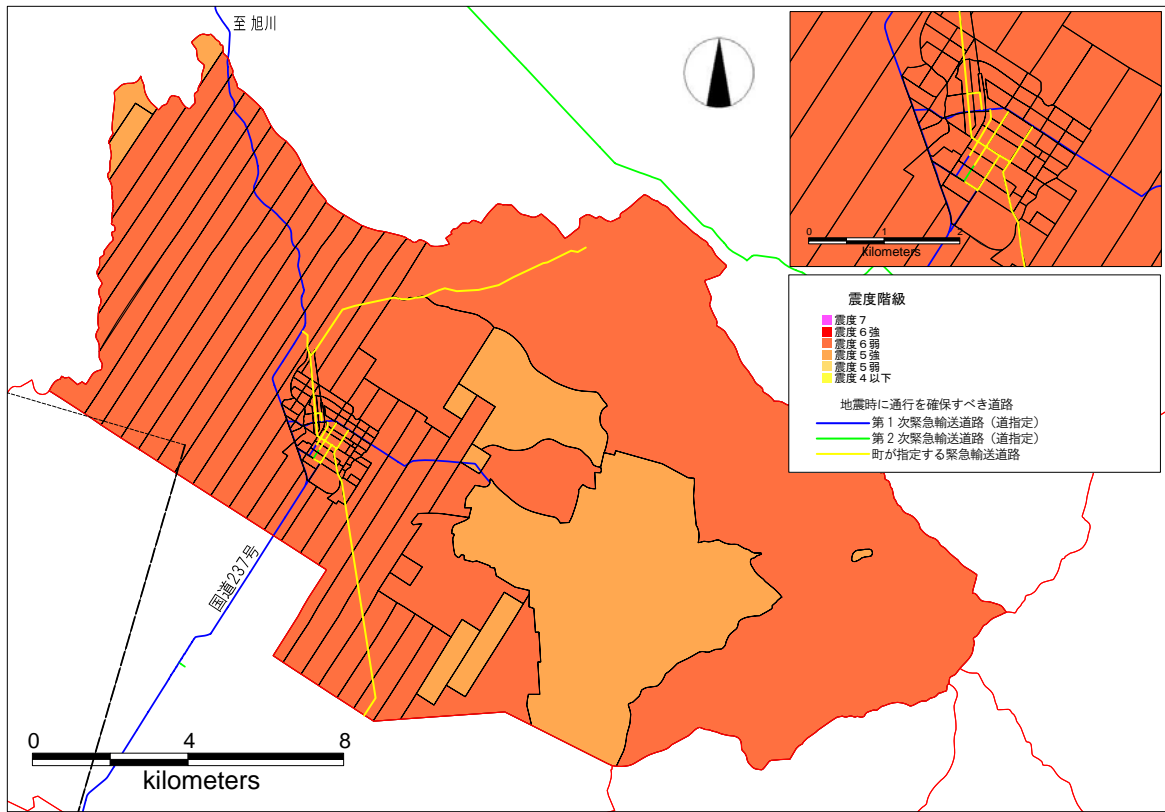


図 3-3 「富良野断層帯」において想定される震度分布図

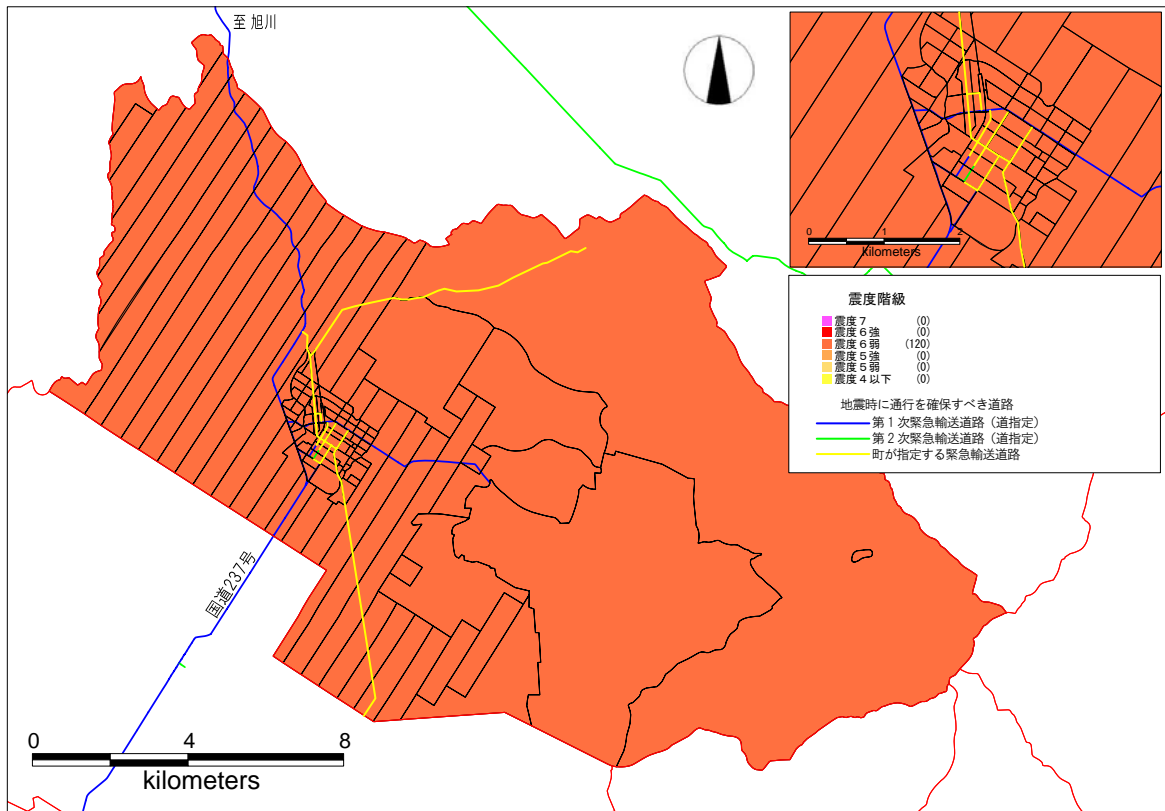


図 3-4 「全国どこでも起こりうる直下の地震」において想定される震度分布図

4 建築物の耐震化の状況

4-1 住宅の耐震化の状況と将来推計

(1) 耐震化の状況

平成 19(2007)年 12 月末における家屋台帳（町民生活課税務班）によると、上富良野町の総住戸数は 3,742 戸となっており、そのうち木造戸建住宅が全体の約 92%を占めています。住宅の建築年代については、昭和 57(1982)年以降に建築された住戸数（昭和 56(1981)年の新耐震基準^(※)で着工された住宅）は 1,557 戸、住戸総数の約 42%と推計されます。

住宅の耐震化率については、昭和 56(1981)年以前に建設された住戸の中にも耐震性を有しているものも含まれていることから、これらを勘案した上富良野町の住宅の耐震化率は、約 65%程度と推計されます。

表 4-1 地区別における住宅の耐震化の状況（平成 19(2007)年 12 月）（単位：戸）

地区名	種別	全戸数 ①	昭和 57(1982)年以降の建築戸数 ②	昭和 56(1981)年以前の建築戸数 ③	③の内、耐震性を有する戸数 ④=③×推計値 ^(注1)	耐震化率 ⑤=(②+④)/①
市街	木造戸建住宅	2,526	1,118	1,408	535	65.44%
	その他の住宅	260	200	60	46	94.62%
	合計	2,786	1,318	1,468	581	68.16%
郡部	木造戸建住宅	898	220	678	258	53.23%
	その他の住宅	58	19	39	30	84.48%
	合計	956	239	717	288	55.13%
町全体	木造戸建住宅	3,424	1,338	2,086	793	62.24%
	その他の住宅 ^(注2)	318	219	99	76	92.77%
	合計	3,742	1,557	2,185	869	64.83%

(注 1) 昭和 56(1981)年以前の建築戸数のうち耐震性能を有する住宅戸数の推計値

国の推計値では、戸建住宅は 12%でその他の住宅は 76%になっていますが、木造戸建住宅については、道の耐震診断業務の実績値を採用して 38%(寒冷地構造のため耐震性も高い)とします。

(注 2) その他の住宅

非木造戸建住宅、共同住宅、分譲マンション、店舗等の併用住宅（町営住宅・教員住宅・自衛隊宿舎は含まない）

表 4-2 住宅の耐震化の状況（平成 19(2007)年 12 月）（単位：戸）

種別	全戸数①=②+③	昭和 57(1982)年以降の建築戸数②	昭和 56(1981)年以前の建築戸数			耐震性を有する戸数 ⑥=②+④	耐震化率 ⑦=⑥/①×100
			③=④+⑤	耐震性を有する戸数 ④=③×推計値	耐震性不十分⑤		
木造戸建住宅	3,424	1,338	2,086	793	1,293	2,131	62.24%
その他の住宅	318	219	99	76	23	295	92.77%
合計	3,742	1,557	2,185	869	1,316	2,426	64.83%

(2) 耐震化の将来推計

北海道耐震改修促進計画策定の手引きを参照して、住宅の新築と建て替えの戸数の傾向により推計した平成 27(2015)年の耐震化率は、約 68%となります。

表 4-3 住宅の耐震化の推計（平成 27(2015)年）（単位：戸）

種別	全戸数①= ②+③	昭和 57(1982) 年以降の建築 戸数②	昭和 56(1981)年以前の建築戸数			耐震性を有す る戸数 ⑥=②+④	耐震化率 ⑦=⑥/①× 100
			③=④+⑤	耐震性を有する 戸数の推計値④	耐震性不 十分⑤		
木造戸建住宅	3,478	1,529	1,943	738	1,205	2,267	65.18%
その他の住宅	324	238	92	69	23	307	94.75%
合計	3,802	1,767	2,035	807	1,228	2,574	67.70%

4-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況と将来推計

(1) 耐震化の状況

上富良野町内には、平成 20(2008)年 12 月末現在で 35 棟の多数の者が利用する建築物が建設されており、このうち 22 棟、約 65%が耐震性を有していると推計されます。また、町有建築物については、平成 20(2008)年 12 月末現在で約 42%が耐震性を有しています。

表 4-4 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況（平成 20(2008)年）（単位：棟）

種別	全棟数 ①=②+③	昭和 57(1982) 年以降の建築 棟数②	昭和 56(1981)年以前の建築棟数			耐震性を有す る棟数 ⑥=②+④	耐震化率 ⑦=⑥/①× 100
			③=④+⑤	耐震性を有する 棟数の推計値④	耐震性不 十分⑤		
町内全数	34	22	12	0	12	22	64.70%
民間建築物	11	10	1	0	1	10	90.90%
公共建築物 ^(注)	23	12	11	0	11	12	52.17%
(内町有建築物)	12	5	7	0	7	5	41.66%

(注) 公共建築物：町有建築物の他、国有建築物を含む(自衛隊駐屯地庁舎・宿舎、その他防衛施設)

(2) 耐震化の将来推計

多数の者が利用する建築物の、平成 20(2008)年までの新築と建て替えの棟数の傾向をもとに推計した平成 27(2015)年の耐震化率は、約 70%となります。

表 4-5 多数の者が利用する建築物の耐震化の推計（平成 27(2015)年）（単位：棟）

種別	全棟数 ①=②+③	昭和 57(1982) 年以降の建築 棟数②	昭和 56(1981)年以前の建築棟数			耐震性を有す る棟数 ⑥=②+④	耐震化率 ⑦=⑥/①× 100
			③=④+⑤	耐震性を有する 棟数の推計値④	耐震性不 十分⑤		
多数利用 ^(※)	37	26	11	0	11	26	70.27%

(※) 建築物の推計は「市町村耐震改修促進計画策定の手引き」を基に算出

4-3 地震発生時に通行を確保すべき道路と沿道建築物の耐震化の状況

(1) 地震時に通行を確保すべき道路の指定状況

耐震改修促進法第6条第3号では、地震によって倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物のうち、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するものの所有者に対して、耐震診断と必要な耐震改修の実施責務を課しています。

北海道耐震改修促進計画では、「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画（平成18(2006)年3月：北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会）」において緊急輸送道路として位置づけられた下記の道路を、耐震改修促進法第6条第3号の「地震時に通行を確保すべき道路」として指定しています。

また、第1次緊急輸送道路ネットワークは、平成27(2015)年度までに沿道建築物の耐震化を図る「特に重要な地震時に通行を確保すべき道路」として指定しています。

表4-6 北海道耐震改修促進計画における耐震改修促進法第6条第3号適用道路

第1次緊急輸送道路ネットワーク	札幌市、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路 [北海道耐震改修促進計画指定→ 特に重要な地震時に通行を確保すべき道路]
第2次緊急輸送道路ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路 [北海道耐震改修促進計画指定→ 地震時に通行を確保すべき道路]
第3次緊急輸送道路ネットワーク	その他の道路 [北海道耐震改修促進計画指定→ 地震時に通行を確保すべき道路]

本計画では、上富良野町地域防災計画との整合を図りながら、重要性・必要性を勘案し、平成27(2015)年まで優先的に沿道建築物の耐震化を図るべき緊急輸送道路として、次のとおり指定します。

表4-7 上富良野町耐震改修促進計画における北海道耐震改修促進計画「第4-1-(6)地震時に通行を確保すべき道路の指定」に基づく指定

道路区分	道路特性	町内総延長
優先的に沿道建築物の耐震化を図るべき緊急輸送道路	町内の地区及び防災拠点（行政・公共機関の支所等、社会福祉施設、主要な避難場所、医療施設等）を連絡する道路	44.9km

指定路線一覧

路線番号	路線名	指定区間	関係施設等	備考
国237	国道237号	美瑛町界—中富良野町界		13.6
道291	道道吹上上富良野線	町道翁道路—国道237号	草分防災センター・ふらの農協上富良野支所・JR上富良野駅・小玉医院	4.2
道298	道道上富良野旭中富良野線	道道上富良野停車場線—中富良野町界	上富良野中学校・陸上自衛隊上富良野駐屯地・富原会館・東中中学校・東中小学校・東中多世代交流センター・消防団東中分団	7.2
道299	道道上富良野停車場線	道道吹上上富良野線—国道237号	上富良野郵便局・富良野警察上富良野交番・陸上自衛隊上富良野駐屯地	2.1

道 353	道道美沢上富 良野線	道道吹上上富良野 線—清富	日新会館・清富会館・清富多世代交流センター	8.5
道 581	道道留辺薬上 富良野線	道道上富良野停車 場線—国道 237 号		0.8
町 002	北 3 丁目通り	全線	道道吹上上富良野線、道道留辺薬上富良野線及び道道上富 良野停車場線の接続	0.1
町 004	東 2 丁目通り	全線	上富良野町役場・町立病院・保健福祉総合センター・子 どもセンター・富良野警察上富良野交番	1.1
町 008	翁道路	全線	陸上自衛隊上富良野演習場	3.4
町 055	東 5 丁目通り	全線	上富良野中学校・東児童館	0.6
町 056	東 1 丁目通り	全線	上富良野町役場車両センター・富良野広域連合消防本 部・上富良野消防署	1.0
町 064	北 24 号道路	国道 237 号—道道 上富良野停車場線	陸上自衛隊上富良野駐屯地、国道 237 号及び道道上富良 野停車場線の接続	2.3

各延長：国道 13.6km 道道 22.8km 町道 8.5 km

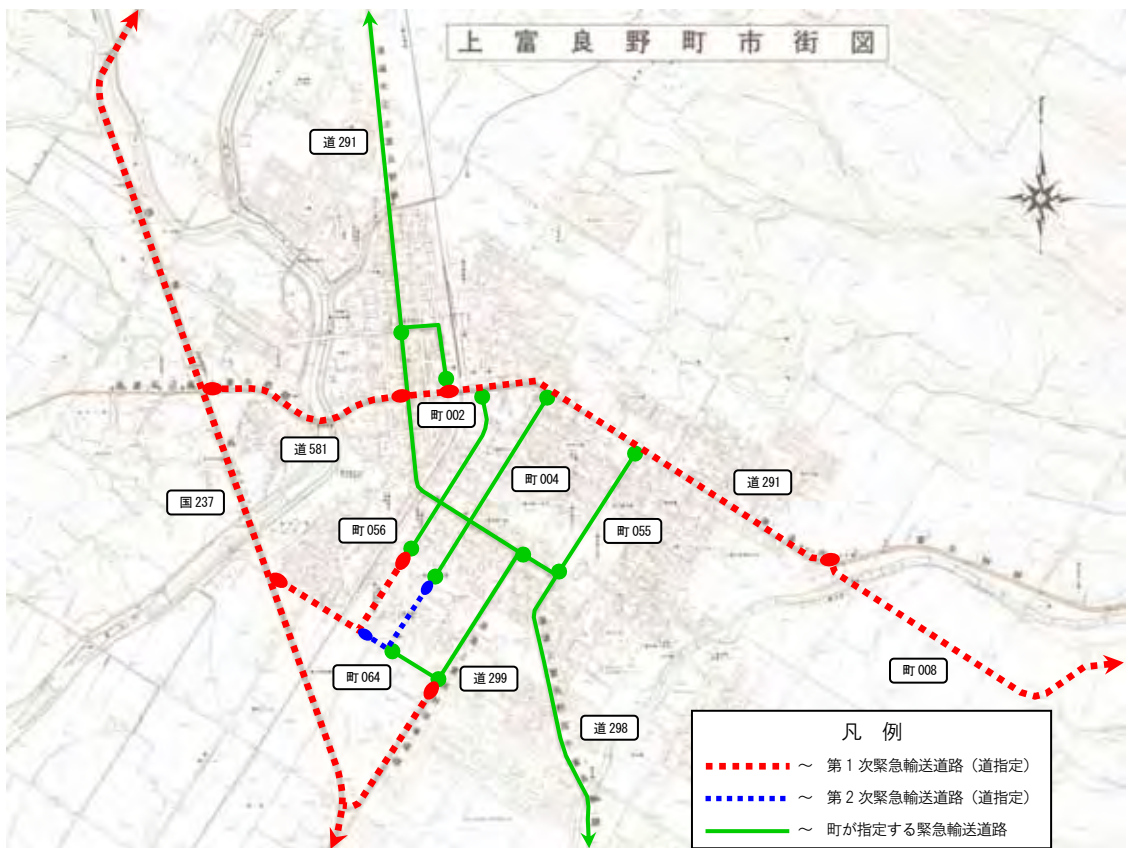
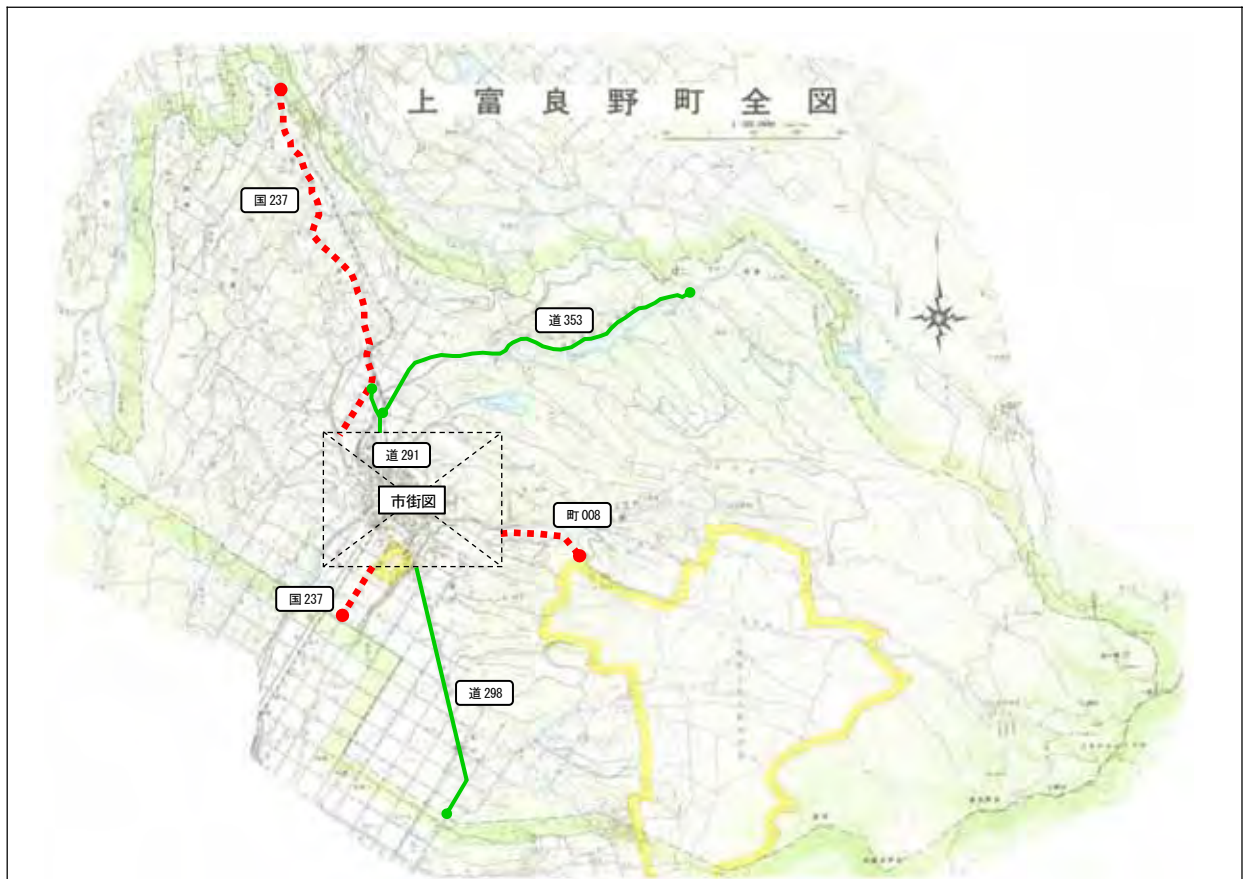


図 4-1 耐震改修促進法第6条第3号適用道路

(2) 地震時に通行を確保すべき道路と沿道建築物

多数の者が利用する建築物に該当しない建築物であっても、地震時の倒壊により次のような被害を及ぼし、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあります。

- ・道路通行が妨げられ、避難が困難となり多数の死傷者が発生。
- ・緊急車両の通行障害により、消火、救助活動に支障。
- ・下敷きになる等、通行人等に直接的な被害。
- ・倒壊した建築物が、新たな延焼物となり火災が拡大。

このため、緊急輸送道路の沿道建築物で、当該部分の高さが、当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ定める距離を超える建築物は、耐震改修促進法第6条第3号に規定する特定建築物としています。

- ・道路幅員が12 m以下の場合 ～ 6 m+前面道路までの水平距離
- ・道路幅員が12 mを超える場合 ～ 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離 + 前面道路までの水平距離

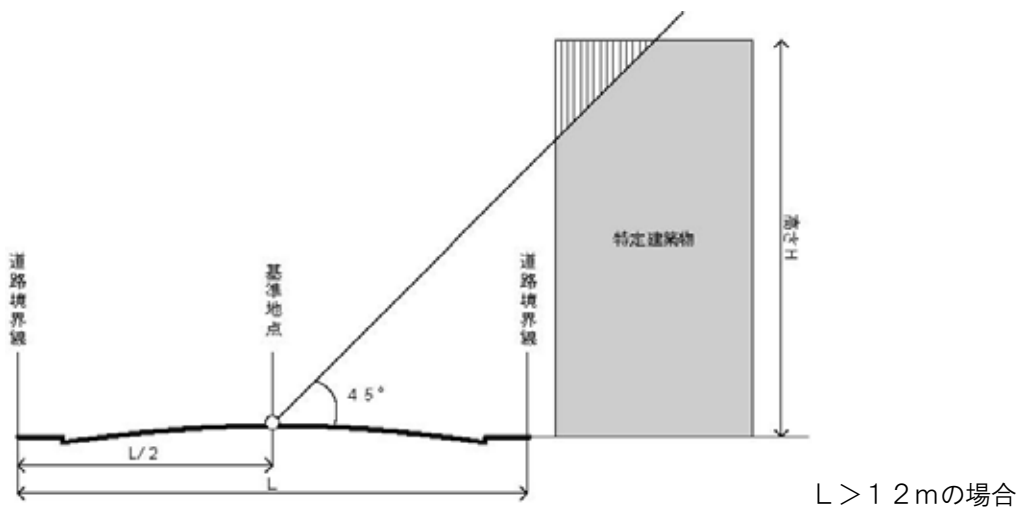
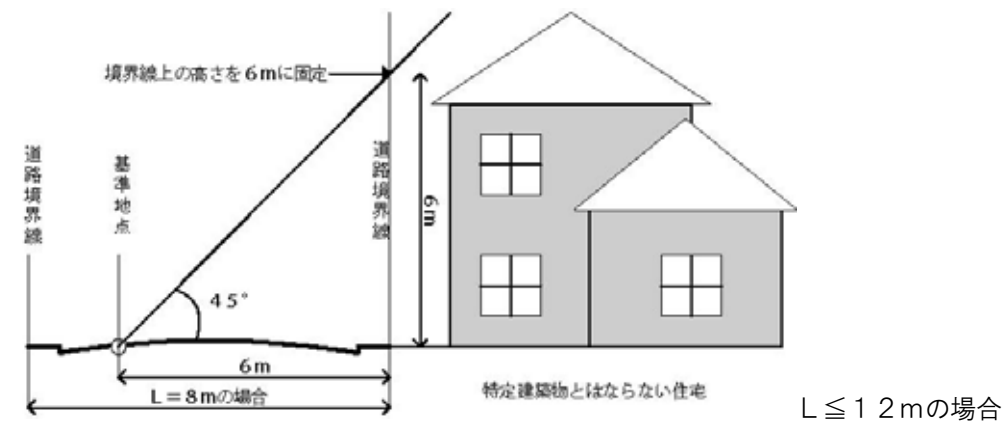


図4-2 特定建築物となる建築物高さの考え方

4-4 町有建築物の耐震化の状況

平成 20(2008)年 12 月末現在までに上富良野町が所有する建築物のうち、多数の者が利用する建築物及び防災活動の拠点となる建築物は 32 棟あり、このうち新耐震基準施行以降（昭和 57(1982)年以降）に建設された建築物は 16 棟となっています。

また、新耐震基準施行以前に建設された建築物 16 棟のうち、耐震診断及び耐震改修を実施した建築物はありません。

以上により、上富良野町が所有する建築物の耐震化率は、50%となります。

表 4-8 町有建築物の耐震化の状況（平成 20(2008)年 7 月）

（単位：棟）

建築物の種類	全棟数 ①	昭和 57(1982) 年以降の建築 棟数 ②	昭和 56(1981) 年以前の建築 棟数 ③	耐震化状況			耐震化率 ⑦=(②+⑤+ ⑥)/①
				耐震診断実 施建築棟数 ④	耐震性が確認 された建築棟 数 ⑤	耐震改修実施 建築棟数 ⑥	
庁舎	2	1	1	0	0	0	50.00%
学校施設 ^(注 1)	7	2	5	0	0	0	28.57%
社会福祉施設	5	4	1	0	0	0	80.00%
体育館	1	1	0	0	0	0	100.00%
その他 ^(注 2)	17	8	9	0	0	0	47.06%
合 計	32	16	16	0	0	0	50.00%

（注 1）上富良野町内全小中学校 6 校の内、2 階以上で、かつ床面積の合計が 1,000 m²以上の数

（注 2）消防施設、公民館分館、会館等

5 建築物の耐震化の目標

5-1 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

国においては、東海地震及び東南海・南海地震等による死者数及び経済被害を10年後に半減させるという減災目標に基づき、住宅建築物の耐震化目標を90%としており、北海道耐震改修促進計画では、これに準じて住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27(2015)年までに少なくとも90%とする数値目標を示しています。

上富良野町においても、国と北海道の目標を踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標値を90%と設定し、耐震化の促進に取り組むものとします。

なお、平成27(2015)年までの建替え等の自然更新による推計では、この目標値に達していないため、平成27(2015)年まで木造戸建住宅で約800戸、多数の者が利用する建築物で8棟の耐震化が必要となります。

表5-1 耐震化率の現状と目標

建物用途	平成20(2008)年 耐震化率	平成27(2015)年 耐震化率 (自然更新)	⇒ 耐 震 化 促 進 ⇒	平成27(2015)年 耐震化率 (目標)
住宅	64.8%	67.7%		⇒ 耐 震 化 促 進 ⇒
木造戸建住宅	62.2%	65.1%		
その他の住宅	92.7%	94.7%		
多数の者が利用する建築物	64.7%	70.2%		

5-2 町有建築物の耐震化の目標等

公共建築物については、災害時の避難所や応急・復旧対策の拠点としての活用を想定していることから、早急に「上富良野町有建築物緊急耐震化計画(仮称)」を作成して、緊急かつ重点的な耐震化促進対策を進めます。

この計画においては、上富良野町が所有する耐震改修促進法に規定されている特定建築物、多数の者が利用する建築物及び防災活動の拠点となる建築物等の耐震診断を実施し、耐震性能が現行の耐震基準を満していない建築物について、それぞれの施設の求められる機能や状況(構造躯体の耐震性能、保全状態、将来利用計画、地震時に通行を確保すべき道路との立地関係等)を勘案したうえで、建て替え、耐震補強、用途の変更や廃止等を選択肢として優先順位を定めます。

また、耐震診断や耐震改修の結果等の耐震化状況を、耐震性能に係るリストとして作成し、定期的に公表します。

6 建築物の耐震化を促進するための施策

6-1 耐震化促進主体の役割

住宅や建築物の耐震化の促進のためには、その所有者が地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して、建築物(新耐震基準以前に建築された住宅及び特定建築物)の耐震性を確認するために耐震診断を実施し、その結果により耐震改修工事を実施する必要があります。

特に、避難や医療に供される特定建築物、地震発生時に通行を確保すべき道路に面する建築物などについては、一層の耐震性の確保に努める必要があります。

しかし、所有者が行なおうとする診断や耐震化施工については、これを技術的な面から担う建設関連事業者の存在や、制度として運用、支援する行政施策も欠かせない位置付けを持っており、それぞれが耐震化促進主体としての役割を果たす必要があります。

(1) 建物所有者の役割

住宅や建築物は、地域社会のなかで構成員である住民の生活基盤であり、また、企業等においては経済活動の基盤です。

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策が自らの生命や財産の保全につながるとともに、隣接する建築物や道路へ及ぼす被害の抑制といった点を認識し、自らの問題のみならず、地域の問題といった意識を持って、主体的に住宅・建築物の地震に対する安全性を確保と向上を図るよう努める必要があります。

特に、多数の市民が利用する建築物については、利用者の安全確保の観点からも、早急に対策が求められます。

(2) 建設関連事業者の役割

建設関連事業者は、住宅・建築物の耐震性・安全性など人命や財産に関わる大きな責任を負っていることを再認識し、住宅・建築物の所有者をはじめとした地域社会との信頼関係の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物ストック形成のための情報発信や技術力向上に努める必要があります。

(3) 上富良野町の役割

住民の安全・安心を確保するため、相談体制や適切な情報提供など安心して耐震診断・改修が行える環境整備や、地震による住宅・建築物の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及などに努めます。

また、北海道や建築関係団体との連携を図り、住宅・建築物の耐震化に向けた環境整備、普及啓発等の施策を推進するほか、上富良野町が管理する住宅・建築物の耐震化に率先して取り組みます。

6-2 耐震化促進のための啓発や知識の普及

住宅・建築物の耐震改修など耐震化を促進するために、上富良野町が担う役割の一つとして、様々な機会と手段を用いて、耐震化の必要性の普及・啓発を図っていきます。

(1) 防災マップの作成

町民や建築物の所有者等に地震災害に対する危険性を認識してもらい、地震防災対策が自らの問題・地域の問題として意識できるよう、「防災マップ」を作成するほか、ホームページでも公表し配布・周知・啓発を図り、住民に情報提供を行います。

(2) 啓発資料・ホームページを活用した情報提供

地震の危険性や耐震診断・耐震改修の手法を記載したパンフレットの配布など、耐震化の意識啓発に努めます。ホームページにも政府関係機関や北海道などの情報へのリンクを設置し、インターネットを活用した啓発を行います。



(3) 講演会等イベントによる周知・啓発活動

関係機関・団体と連携して、地震防災・住宅の耐震化をテーマとした講演会・講習会の開催周知や、人が多く集まるイベントを活用した周知・啓発活動により、耐震化の推進を図ります。

(4) 消防署との連携

関係する消防機関と連携して、防火運動や防災査察などと合わせて、耐震化に関する啓発活動を実施します。

(5) 学校教育との連携

PTA、教育委員会、建築関連団体等との連携により、小中学校における防災教育の一環と

して、耐震化教育の実施について検討を行います。

(6) 福祉関係者との連携

高齢者や障がいを持つ方など災害時要援護者は、地震発生時に迅速な避難行動がとりにくいことから、住居の耐震構造の必要性は、より一層高いものとなってきます。

北海道や福祉関係者と連携して、バリアフリー化等加齢対応改修の啓発に合わせて、耐震化の周知・啓発等の支援を行います。

(7) 専門家の派遣

耐震診断等に関するアドバイスが必要な場合は、町内会程度の単位等でアドバイザーを派遣して相談に応じることや、簡易診断等の実施を検討します。

(8) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォーム工事や増改築工事の機会に同時に耐震改修工事を実施することにより、効率良く安価で済むため、パンフレットやホームページで情報提供するとともに、関係団体とも連携・協力して、住宅等の耐震化の併行施工の誘導を図ります。

(9) 耐震改修促進税制等制度活用

平成 18(2006)年度税制改正において、「既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除」、「既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置」が住宅に係る耐震改修促進税制^(※)として創設されました。

また、今後の新たな税制度改正や既存の各種支援制度を含めて、これらの特例措置や制度を円滑に活用できるよう取り組み、耐震化促進を図ります。

(10) 不動産取引を通じた耐震化に関する事項の周知・啓発

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律 176 号）が改正され、平成 18(2006)年 4 月から施行されたことに伴い、宅地建物取引業者に義務付けている重要事項説明において、耐震診断の結果に関する事項が追加されました。この改正の内容について、関係団体等と連携して町民に対してパンフレット等による周知を図り、建物所有者等の自発的な耐震診断の実施を促進していきます。

6-3 耐震改修促進のための環境整備

建物所有者が安心して相談できる相談対応体制づくりや、耐震化に関わる適切な情報を提供するための環境整備を行います。

(1) 相談窓口での情報提供

建物所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るための耐震相談窓口を設置し、耐震改修に関する情報提供を行ないます。また、道及び建築関係団体と連携して、

耐震診断・改修だけでなく、住宅の一般相談やリフォームに関する相談にも対応できるような体制の整備を図ります。

(2) 相談窓口の相談員の資質向上

町の相談窓口や建築関係団体における対応者の資質向上を図るため、道や関連団体が主催する相談対応者を対象とした研修会に参加を促進し、資質向上に努めます。

(3) 技術者の育成

道や建築関係団体等と連携して、建築技術者・事業者の建物構造別耐震診断法、性能向上リフォーム技術、応急危険度判定士資格の取得、知識向上を図る講習会の受講等を奨励、促進し、技術者の育成を図ります。

また、所有者等への情報提供の一環として、これらの講習会を受講した建築技術者・事業者の把握を行い、ホームページや相談窓口において、名簿等の閲覧が行える環境を整備します。

(4) 自主防災組織等との連携

地震防災対策は地域におけるきめ細かい取り組みが重要です。

地域において住民会を単位として組織されている自主防災組織は、災害時対応において重要な役割を果たすほか、平時においても地域における地震時の危険箇所の点検や住宅・建築物の耐震化のための啓発活動を行うことが期待されるため、地域単位の取り組みを支援する施策を講じます。

6-4 所管行政庁等との連携

(1) 北海道との連携

建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第97条の2第1項の規定により建築主事をおく特定行政庁である上富良野町は、所轄する建築物は所管行政庁として、所轄以外の建築物については所管行政庁である北海道と連携を図り、耐震改修促進法第6条で規定されている特定建築物の所有者に対し、同法第7条第1項の規定に基づく指導及び助言等を行い、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の推進に努めます。

(2) 関係団体との連携

(社)北海道建築士会、(社)北海道建築士事務所協会、(社)北海道建築技術協会などをはじめとする、北海道内、上川支庁管内、富良野広域圏内及び上富良野町内の建築関係団体との連携を図り、建築物の耐震化に関する技術や知識の普及を図ります。

6-5 耐震診断・改修の促進を図るための支援・助成

(1) 木造住宅無料耐震診断の活用

北海道が実施している戸建て木造住宅を対象とした「無料耐震診断業務」の活用を図ります。

(2) 耐震診断・改修費用の助成

国においては、各自治体での制度運用を前提として、耐震診断・改修費用についての補助制度を設けています。この補助制度は、建築物の所有者が行う耐震診断・改修に対して自治体が費用補助をする場合に、国から一定の割合を限度として補助がなされるものです。

また、北海道が住宅を対象として耐震改修費用の補助を行う「既存住宅耐震改修事業補助金交付制度」もあることから、上富良野町においては、この国や道の補助制度を活用した、戸建住宅の耐震改修費の助成制度を創設して活用を図ります。

表 6-1 国による住宅・建築物耐震改修等事業の概要（平成 20（2008）年度）

事業の種類	補助割合の上限
耐震診断	補助対象事業費に対して、国 1/3、自治体 1/3
耐震改修	補助対象事業費の 23%に対して、国 1/3、自治体 1/3

(3) 税制上の優遇制度

「住宅・建築物に係る耐震改修促進税制」による固定資産税の減額措置については、旧耐震基準により建築された建築物の耐震改修が対象となることから、この措置に関する情報提供に努め、耐震化の促進を図ります。

6-6 その他地震に対する安全性を高めるための施策

これまでに知られている建築物に関する地震被害は、ブロック塀・屋内の家具の転倒、土砂災害などの住宅・建築物の構造以外に起因するものも多く発生しています。人的被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の構造を耐震化するだけでなく、視点を広げた安全対策が必要になります。

(1) ブロック塀等の倒壊防止

地震によるブロック塀や自動販売機等の倒壊を防止するため、主要道路やスクールゾーンに面する既存ブロック塀等にあつては、防災パトロールや自主防災組織活動などを通じて、点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保を進めます。

(2) 窓ガラス等の落下物対策

地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建て以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、必要に応じて、所有者に対し改善指導を行います。

(3) 家具の転倒防止対策

家具等の転倒による被害を軽減するため、所有者等に家具の固定方法等について普及啓発を行います。

(4) 土地の安全対策

がけ地の崩壊や土石流、地盤の液状化や敷地の陥没等のおそれのある土地については、その危険性に関する知識の啓発を行ない、生活行動圏としての利用に際する注意を促します。

7 計画の推進に向けて

本計画は、目標を設定した7年間の計画であるため、この間の計画進捗と制度等の変化に迅速に対応を図り、その達成を確実なものとしなければなりません。

(1) 計画の見直し等について

計画期間である平成21(2009)年度から平成27(2015)年度までの7年間において、社会の変化や計画の推進状況に対応するため、年度ごとに目標数値との比較検証を行い、必要に応じて計画の改訂を行い、施策を見直していきます。

(2) 国等の制度変更について

本計画に関わる国等の制度の変更あった場合には、本計画の見直しを行うまでの間は、本計画はその変更内容に読み替えるものとします。

資 料 編

資料 1 用語の解説

本文中「(※)」を付けた用語の意味、内容は次のとおりです。

え	液状化現象	地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物（下水管等）が浮き上がったりする。発生する場所は砂丘地帯や三角州、港湾地域の埋め立て地などがほとんどであるが、近年の研究では、旧河川跡や池跡や水田跡なども発生しやすい地質であることがわかってきた。平成 16(2004)年 10 月 23 日に発生した新潟県中越地震の際にも、小千谷市や長岡市、与板町、柏崎市など、水田や湖沼を埋め立てた箇所等で液状化の発生が見られた。
か	活断層	地表に現れた断層のうち、比較的新しい時代に繰り返し活動したものを活断層という。そのような断層は、長い周期性をもって活動する事が知られており、これからも活動して地震を起こす可能性があるため、生きている断層という意味を込めて活断層と呼んでいる。
し	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。
	地震調査研究推進本部	平成 7(1995)年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災は、約 6,400 名の死者を出し、10 万棟を超える建物が全壊するという戦後最大の被害をもたらすとともに、我が国の地震防災対策に関する多くの課題を浮き彫りにした。これらの課題を踏まえ、平成 7(1995)年 7 月、全国にわたる総合的な地震防災対策を推進するため、地震防災対策特別措置法が議員立法によって制定された。地震調査研究推進本部は、地震に関する調査研究の成果が国民や防災を担当する機関に十分に伝達され活用される体制になっていなかったという課題意識の下に、行政施策に直結すべき地震に関する調査研究の責任体制を明らかにし、これを政府として一元的に推進するため、同法に基づき総理府に設置（現・文部科学省に設置）された政府の特別の機関。
	住宅・建築物の地震防災推進会議	平成 17(2005)年 2 月 25 日に国土交通省住宅局建築指導課が所管して設置した国土交通大臣の諮問機関。耐震化の目標設定や目標達成のための施策の方向、地震保険の活用方策などについて検討している。
	所管行政庁	耐震改修促進法において、建築基準法で定める建築主事を置く市町村の区域においては当該市町村の長で、その他の市町村の区域については知事。上富良野町においては、建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）第 97 条の 2 第 1 項の規定により建築主事をおく特定行政庁なので、建物の規模構造により北海道知事または上富良野町長が所管行政庁となる。
	震度	マグニチュードは地震の規模を、震度とは、ある地点における地震の揺れの程度を表した指標。震度階級として示され、いくつか種類があるが、現在の日本では気象庁震度階級（明治 17(1884)年に成立。現在は平成 8 年(1996)年に修正された 0 から 7 の 10 段階）が使われており、日本では一般的にこれを「震度」と呼ぶ。地盤や地形に大きく影響されるため、場所によって震度は異なる。また通常は地表で観測しますが、中高層建築物の上層の階では、一般的に揺れが大きくなる。 資料 5 気象庁震度階級関連解説表を参照
	全壊・半壊	被害の程度については種々の定義があるが、当計画においては平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知の「災害の被害認定基準」を用いる。 「全壊」は、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊等したものの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもので。 「半壊」は、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもので。
た	耐震化	耐震診断の結果、耐震性がないと判定された耐震性が不十分な建築物について、耐震改修、改築等を行うことにより地震に対する安全性を確保すること。
	耐震改修	耐震診断を受けた結果、現行の「新耐震基準」と比較して耐震性に問題があると判定された建築物について、耐震性能を向上させるために、基礎、壁、柱、梁等の補強や敷地の整備（擁壁の補強など）を行う改修工事。

	耐震改修促進税制	耐震性が確保された住宅・建築物の形成を促進するために創設された所得税、固定資産税、法人税の特例措置。	
	耐震化率	すべての建築物のうちの、耐震性がある建築物（新耐震基準によるもの、耐震診断で耐震性があるとされたもの及び耐震改修を実施したもの）の割合。	
	耐震基準	建築物や土木構造物を設計する際に、それらの構造物が地震力に耐えられるように設計するための強度を定めた基準。建築物には、建築基準法及び建築基準法施行令などの法令により定められた基準がある。 ○旧耐震基準 昭和 56(1981)年 5 月 31 日以前に着工した建築物に適用されていた、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準で、昭和 56(1981)年 6 月 1 日に施行された耐震基準と区別するために「旧耐震基準」と呼ばれている。阪神・淡路大震災では、旧耐震基準で設計、建設された建築物の被害が顕著であったとされている。 ○新耐震基準 昭和 53(1978)年の宮城県沖地震後、従来の耐震基準が抜本的に見直され、昭和 56(1981)年 6 月 1 日に施行された耐震基準で、それ以前の耐震基準と区別して「新耐震基準」と呼ばれている。建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震（震度 5 強程度）に対しては構造体を無被害にとどめ、極めてまれに遭遇するような大地震（震度 6 強程度）に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。阪神・淡路大震災でも、新耐震基準で設計、建設された建築物では大きな被害が少なかったとされている。	
	耐震診断	旧耐震基準で設計、建設された建築物が地震に対して安全に使用できるかどうかを判断するための診断。旧耐震基準での設計のため新耐震基準による耐震性能が確認されていない既存建築物を新耐震基準又はそれと同等の基準によりその耐震性を再評価するもの。	
	多数の者が利用する建築物	耐震改修促進法第 6 条第 1 号及び耐震改修促進法施行令第 2 条に規定する学校、病院、劇場、店舗などの用途に供し、階数が 3 以上かつ延べ面積 1,000 ㎡以上の建築物。	
ち	中央防災会議	中央防災会議は、災害対策基本法に基づいて設置された重要政策に関する会議。内閣総理大臣を長とし、内閣府に事務局を置いて次の役割を担う。 ・「防災基本計画」、「地域防災計画」の作成及びその実施の推進 ・非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進 ・内閣総理大臣・防災担当大臣の諮問に応じた防災に関する重要事項の審議（防災の基本方針・防災に関する施策の総合調整・災害緊急事態の布告等） ・防災に関する重要事項に関し、内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申	
	地域防災計画	都道府県は「災害対策基本法」第 40 条、市町村は「災害対策基本法」第 42 条に基づき、住民の生命、財産を災害から守るためにとるべき災害対策を規定するため、都道府県・市町村防災会議により地域防災計画を作成することが義務付けられている。 上富良野町では、上富良野町防災会議条例（昭和 37 年 10 月 23 日条例第 28 号）により上富良野町防災会議を設置し、「上富良野町地域防災計画」を策定している。過去に幾度かの改定を行っているが、現行の計画は平成 17(2005)年 3 月に全面改訂したもので、「総論、風水害等対策編、震災対策編、火山災害対策編、資料編」により構成されている。	
と	特定行政庁	建築基準法において、建築主事を置く市町村の区域においては当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については知事をいう。上富良野町においては、建築基準法第 97 条の 2 第 1 項の規定による建築主事を置いているので、上富良野町長が権限が限定された特定行政庁(限定特定行政庁)である。	
	北海道	建築物	建築基準法第 6 条第 1 項 第 1 号 特殊建築物で、延べ面積が 100 ㎡を超えるもの 第 2 号 木造で階数が 3 以上か、延べ面積が 500 ㎡、高さ 13 m 若しくは軒高が 9 m を超えるもの 第 3 号 木造以外で、階数が 2 以上か、延べ面積が 200 ㎡を超えるもの
		工作物	建築基準法施行令第 138 条第 1 項 第 1 号、第 3 号、第 5 号のうち上富良野町が行なう※印の工作物以外の工作物 第 2 号 高さ 15 m を超える RC 造柱、鉄柱等 第 4 号 高さ 8 m を超える高架水槽、物見塔等
		同 第 2 項	昇降機、ウォーター・シュート、観覧車等の工作物
	上富良野町	建築物	建築基準法第 6 条第 1 項 第 4 号 北海道が行なう第 1～3 号の建築物以外の建築物 木造で階数が 2 以下、延べ面積 500 ㎡以下 木造以外で階数が 1、延べ面積 200 ㎡以下
		工作物	建築基準法施行令第 138 条第 1 項 ※第 1 号、第 3 号、第 5 号の工作物のうち、次に掲げる工作物 第 1 号 高さ 6 m を超え 10 m 以下の煙突 第 3 号 高さ 4 m を超え 10 m 以下の広告塔、広告板、装飾塔、記念塔 第 5 号 高さ 2 m を超え 3 m 以下の擁壁

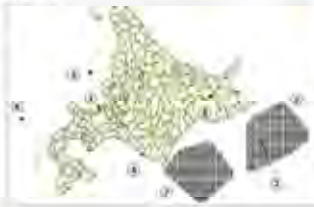
	特定建築物	旧耐震基準で設計、建設された建築物のうち、多数の者が利用する建築物、危険物の貯蔵場・処理場、地震により倒壊し道路を閉塞させるおそれのある建築物のこと。耐震改修促進法で耐震診断・改修の実施について努力義務が課せられている。
な	内陸性気候	内陸性気候とは、内陸側に見られる気候をいい、対義語は海洋性気候。海岸部に比べて気温の変動幅（1日の最高・最低気温の差や夏・冬の気温差）が大きく、湿度が一般に低いが、山間部では降水量が多くなるのが特徴。
ふ	負傷者・重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもの。なお、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者、「軽傷者」は1月未満で治療できる見込みの者。
	プレート	地球を覆っている厚さ数10～200km程度の固い岩石の層のこと。日本周辺には、太平洋プレート、フィリピン海プレート、ユーラシアプレート、北米プレートの4枚の大区分別プレートがあり、北海道を含めた東日本は北米プレート上に、沖縄を含む西日本はユーラシアプレート上にあります。北海道周辺を見ると、千島海溝、日本海溝のところで、北米プレートの下に太平洋プレートが潜り込む動きをしている。渡島沖の日本海には、不明瞭ですがユーラシアプレートと北米プレートの境界活動がある。
ま	マグニチュード：M	地震が発するエネルギーの大きさを表した指標値で「M」と表示します。 防災科学技術研究所（文部科学省所管の非特定独立行政法人）では以下のように解説している。 M8～：巨大地震 M7～：大地震 M5～7：中地震 M3～5：小地震 M1～3：微小地震 M1未満：極微小地震 マグニチュードはその値が「0.1」大きくなるとエネルギーの規模は約1.4倍、「1」大きくなると約3.2倍、「2」大きくなると約1,000倍となる。
	マグマ	地下にある流動性を有する高温のケイ酸塩混合物で、岩石成分と、揮発性成分（主に水）で構成される。高熱で液体のマグマは周囲の岩より比重が小さく、その影響で自然と地殻上部に上がり、マグマだまりといわれる塊になる。そこで冷えて固化すると花崗岩のような深成岩となるが、活動が活発な場合は地表まで上がり、火山、海底火山を通じた噴火の一因となる。噴火時のマグマは、火山ガス、溶岩、軽石、火山弾、火山灰に姿を変える。また溶岩や噴火直前のマグマは急激に冷やされると火山岩となる。
	マントル	惑星や衛星などの内部構造で、中心にある核（コア）の外側にある層のこと。 地球型の惑星などでは金属の核に対しマントルは岩石からなり、さらに外側には、岩石からなるがわずかに組成や物性が違う、ごく薄い地殻（プレート）があります。マントルの深い部分は溶解しており、ゆっくりと熱対流を起こしている。
や	8つの海溝型地震	北海道地域防災計画（平成14(2002)年3月）で想定されている6つの地震（石狩地震、北海道東部地震、釧路北部地震、日高中部地震、留萌沖地震、後志沖地震）と中央防災会議（平成18(2006)年1月）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会で想定されている2つの地震（十勝沖・釧路沖の地震、根室沖・釧路沖の地震）、合わせて8つの地震を想定している。
	8つの断層帯	地震調査研究推進本部では、道内の主な活断層として8つの断層帯（標津断層帯、十勝平野断層帯、富良野断層帯、増毛山地東縁断層帯、当別断層、石狩低地東縁断層帯、黒松内低地断層帯、函館平野西縁断層帯）を想定しています。
ゆ	有感地震	有感地震とは、人体に感じる地震という意味で、震度で言えば1以上をいう。昔は専門の職員や委託された一般の方が、地震があれば自分で震度を判断して報告していたが、加速度計という地震計の記録からも震度に換算できるようになり、兵庫県南部地震以後は、震度階の改定とともに、全国に震度計が配置されて各地の震度が測定（計測震度）されるようになっている。

資料-2 北海道耐震改修促進計画の概要

北海道耐震改修促進計画 骨子 [計画期間平成18～27年度]

第1 道内で想定される地震による被害状況

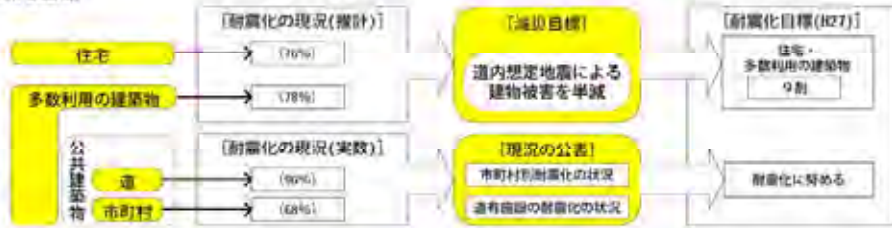
- 道内では、これまで大規模な被害をもたらした地震が100回以上も発生
- 道内で発生が想定されている8つのタイプの地震について、震度及び建築物被害を想定



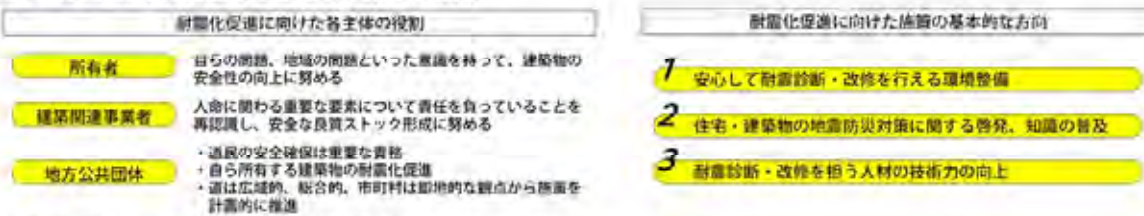
出典	番号	地震名称	宝永算数
北海道地域防災計画 (地震防災計画編)	①	石狩地震	475
	②	北海道東部地震	1
	③	釧路北部地震	20
	④	日高中部地震	600
中央防災会議専門調査会	⑤	留萌沖地震	0
	⑥	後志沖地震	0
	⑦	十勝・釧路沖地震	1,935
	⑧	釧路・根室沖地震	57

第2 住宅・建築物の耐震化に係る目標

- 住宅及び多数の方が利用する一定規模以上の建築物の耐震化目標をH27年度において9割と設定
- 多数の方が利用する一定規模以上の公共建築物は、耐震化の状況を公表し、計画期間に耐震化に努める



第3 住宅・建築物の耐震化促進に向けた取り組み方針



第4 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策



第5 建築基準法による勧告または命令等についての所管行政庁との連携

- 所管行政庁（道及び10市）は、建築物所有者に対し、耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を実施する。
- 地震に対する安全性について著しく危険な建築物所有者に対しては、建築基準法に基づく勧告、命令等を行うことができる。

第6 計画の推進に関する事項

- 市町村は、概ね2年以内に耐震改修促進計画の策定に努める。
- 計画の推進体制として、道及び市町村、建築関係団体で構成する「(仮)全道建築物等地震対策推進協議会」を設置。また、庁内では「(仮)北海道耐震改修促進会議」を設置

(資料：北海道ホームページより転載)

資料-3 建築物の耐震改修の促進に関する法令等

○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律

(平成七年十月二十七日法律第二百二十三号)
最終改正：平成一八年六月二日法律第五〇号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
 - 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。
 - 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
 - 6 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
 - 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
 - 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 特定建築物に係る措置

（特定建築物の所有者の努力）

第六条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第八条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

（指導及び助言並びに指示等）

第七条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
 - 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第八条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築（柱の径若しくは壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。）、改築（形状の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を伴わないものに限る。）、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同法第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている耐火建築物（同法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

（1）工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

（2）工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

- 5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。
 - 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
 - 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。
- 8 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第九条 計画の認定を受けた者（第十三条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（報告の徴収）

第十条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第十一条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従つて認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第十二条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の耐震改修に係る特例

（特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例）

第十三条 第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の区域内にあつては、当該指定都市又は中核市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

- 2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。
- 3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第十三条第二項の規定」とする。

（機構の業務の特例）

第十四条 第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

(公社の業務の特例)

第十五条 第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第十五条第一項に規定する業務」とする。

(独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮)

第十六条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第六章 耐震改修支援センター

(耐震改修支援センター)

第十七条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、第十九条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

第十八条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

- 2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第十九条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う認定建築物である特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第二十条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

第二十一条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
- 3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第二十二条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、

国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第二十三条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第十九条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

第二十四条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十五条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第二十六条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第二十七条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第十八条第二項又は第二十二條から第二十四條までの規定のいずれかに違反したとき。
 - 二 第二十一条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
 - 三 第二十一条第三項又は第二十五条の規定による命令に違反したとき。
 - 四 第十七条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
 - 五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
 - 六 不正な手段により指定を受けたとき。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第七章 罰則

第二十八条 第七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条又は第二十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十四条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 三 第二十四条第二項の規定に違反した者
- 四 第二十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 五 第二十六条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)
- 2 第十四条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があつた認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があつた認定の手続については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

(平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号)

最終改正：平成一九年八月三日政令第二三五号

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条、第四条第一項から第三項まで及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方米を超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（多数の者が利用する特定建築物の要件）

第二条 法第六条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 診療所

三 映画館又は演芸場

四 公会堂

五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

六 ホテル又は旅館

七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿

八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十 博物館、美術館又は図書館

十一 遊技場

十二 公衆浴場

十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十五 工場

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第六条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 幼稚園又は保育所 階数が二で、かつ、床面積の合計が五百平方メートルのもの

二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数が二で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの

三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数が三で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの

四 体育館 床面積の合計が千平方メートルのもの

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件）

第三条 法第六条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
 - 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第六条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあつては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
 - 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
 - 五 マッチ 三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
 - 八 液化ガス 二千トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件）

第四条 法第六条第三号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

（所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件）

第五条 法第七条第二項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館

- 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園又は小学校等
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第七条第二項第三号 に掲げる特定建築物
- 2 法第七条第二項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定建築物（保育所を除く。） 床面積の合計が二千平方メートルのもの
 - 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が七百五十平方メートルのもの
 - 三 小学校等 床面積の合計が千五百平方メートルのもの
 - 四 前項第十九号に掲げる特定建築物 床面積の合計が五百平方メートルのもの

（報告及び立入検査）

第六条 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第七条 法第十四条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この政令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

○建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

国土交通省告示第百八十四号

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第四条第一項の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を次のように策定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十八年一月二十五日

国土交通大臣 北側一雄

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。

このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。

建築物の耐震改修については、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題とされるとともに東海東南海・南海地震に関する地震防災戦略（同年三月）において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して、法第七条第一項の規定に基づく指導・助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行いその指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「別添の指針」という。）第一第一号及び第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。）については速やかに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置

すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

また、法第八条第三項の計画の認定についても、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、国は、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

さらに、建築物の倒壊による道路の閉塞対策として、都道府県は、法第五条第三項第一号の規定に基づき都道府県耐震改修促進計画において必要な道路を適切に定めるべきである。

4 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。

このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第十七条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

5 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の

所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、全国の市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであり、国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

6 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。

国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

7 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

8 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策についての改善指導や、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策の実施に努めるべきであり、国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成十五年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約四千七百万戸のうち、約千五百五十万戸（約二十五％）が耐震性が不十分と推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十年の約千四百万戸から五年間で約二百五十万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは五年間で約三十二万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第六条第一号に掲げる学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム等であって、階数が三以上、かつ、延べ面積が千平方メートル以上の建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約三十六万棟のうち約九万棟（約二十五％）が耐震性が不十分と推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（中央防災会議決定）において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされたことを踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約七十五％を、平成二十七年までに少なくとも九割にすることを目標とする。耐震化率を九割とするためには、今後、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約百万戸）、多数の者が利用する建築物の耐震化は約五万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを二倍ないし三倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、今後五年間で、十年後の耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、住宅については約百万戸、多数の者が利用する建築物については約三万棟の耐震診断の実施が必要であり、さらに、平成二十七年までに、少なくとも住宅については百五十万戸ないし二百万戸、多数の者が利用する建築物については約五万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、今後、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、別添の指針に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、法施行後できるだけ速やかに策定すべきである。都道府県耐震改修促進計画の策定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行うことが考えられる。なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。

特に、学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。また、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき道路は、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所に通ずる道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、平成二十七年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

また、同項第二号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第十三条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第三号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内のすべての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

5 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、法第七条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

6 市町村耐震改修促進計画の策定

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。

こうしたことを踏まえ、法第五条第七項において、基礎自治体である市町村においても耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限りすべての市町村において耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村の耐震改修促進計画の内容については、この告示や都道府県耐震改修促進計画の内容を勘案しつつ、地域の状況を踏まえ、詳細な地震防災マップの作成及び公表、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定、地域住民等との連携による啓発活動等について、より地域固有の状況に配慮して作成することが望ましい。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十号）の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。
- 2 平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

資料4 近年の富良野地方での有感地震（最大震度地及び近隣のみ抽出）

1997年2月20日16:55:0.3	41° 45.5'N 142° 52.4'E	49km	M:5.9	浦河沖
5弱	浦河町潮見			
1	富良野市若松町、 上富良野町大町 、南富良野町幾寅			
1997年10月25日11:55:59.3	43° 25.0'N 142° 23.3'E	0km	M:3.9	上川支庁南部
2	富良野市若松町、 上富良野町大町			
1	芦別市旭町			
1999年5月13日02:59:23.1	42° 58.0'N 143° 52.2'E	106km	M:6.3	釧路支庁中南部
4	足寄町上螺湾ほか			
3	南富良野町幾寅			
2	富良野市若松町、 上富良野町大町			
1	旭川市8条通			
2000年1月28日23:21:8.7	43° 0.4'N 146° 44.6'E	59km	M:7.0	根室半島南東沖
4	釧路市幣舞町（旧）ほか			
2	富良野市若松町、南富良野町幾寅			
1	旭川市8条通、 上富良野町大町			
2000年11月14日00:57:22.2	42° 25.9'N 144° 56.4'E	41km	M:6.1	釧路沖
3	釧路市幣舞町ほか			
2	富良野市若松町、南富良野町幾寅			
1	旭川市8条通、 上富良野町大町			
2001年8月14日05:11:24.9	40° 59.7'N 142° 26.1'E	38km	M:6.4	青森県東方沖
4	青森県八戸市			
2	富良野市若松町、南富良野町幾寅			
1	旭川市8条通、 上富良野町大町			
2001年12月2日22:01:55.2	39° 23.9'N 141° 15.7'E	122km	M:6.4	岩手県内陸南部
5	宮城県大崎市			
2	富良野市若松町			
1	旭川市8条通、 上富良野町大町 、南富良野町幾寅			
2002年4月26日20:46:24.1	43° 21.1'N 142° 31.5'E	2km	M:3.3	上川支庁南部
2	富良野市若松町、 上富良野町大町			
2002年4月26日20:51:23.9	43° 20.9'N 142° 31.7'E	0km	M:3.2	上川支庁南部
2	富良野市若松町、 上富良野町大町			
2002年7月28日20:31:29.8	42° 19.1'N 143° 4.1'E	52km	M:5.0	十勝支庁南部
3	新ひだか町ほか			
1	富良野市若松町、 上富良野町大町 、南富良野町幾寅			
2002年9月5日13:40:40.7	43° 25.8'N 142° 30.8'E	6km	M:2.5	上川支庁南部
1	富良野市若松町、 上富良野町大町 、中富良野町市街地			
2002年10月14日23:12:43.4	41° 9.1'N 142° 16.8'E	53km	M:6.1	青森県東方沖
5	青森県野辺地町			
2	富良野市若松町、中富良野町市街地			
1	旭川市8条通、 上富良野町大町 、南富良野町幾寅			
2003年3月16日14:35:27.6	42° 29.8'N 143° 0.3'E	100km	M:4.7	十勝支庁南部
3	浦河町ほか			
2	中富良野町市街地			
1	富良野市若松町、 上富良野町大町 、南富良野町幾寅			
2003年5月26日18:24:33.4	38° 49.2'N 141° 39.0'E	72km	M:7.1	宮城県沖
5	岩手県大船渡市			
3	中富良野町市街地			
2	富良野市若松町、 上富良野町大町 、南富良野町幾寅			
2003年7月3日08:52:28.9	42° 22.3'N 144° 57.2'E	33km	M:5.9	釧路沖
3	更別村更別ほか			
2	中富良野町市街地			
1	富良野市若松町、 上富良野町大町 、南富良野町幾寅			
2003年9月26日04:50:7.4	41° 46.7'N 144° 4.7'E	45km	M:8.0	十勝沖
6弱	新冠町北星町ほか			
5弱	中富良野町市街地			
4	旭川市8条通、富良野市若松町、 上富良野町大町 、南富良野町幾寅			
2003年9月26日06:08:1.8	41° 42.5'N 143° 41.4'E	21km	M:7.1	十勝沖

6弱	浦河町潮見
4	中富良野町市街地
3	旭川市8条通、富良野市若松町、 上富良野町大町 、南富良野町幾寅
2003年9月26日15:26:58.1 42° 11.3'N 144° 46.5'E 27km M:6.1 釧路沖	
4	釧路町別保
1	旭川市8条通、富良野市若松町、 上富良野町大町 、南富良野町幾寅
2003年9月27日05:38:22.3 42° 1.5'N 144° 43.6'E 34km M:6.0 釧路沖	
3	新冠町北星町ほか
2	中富良野町市街地
1	富良野市若松町、 上富良野町大町 、南富良野町幾寅
2003年9月28日01:07:40.5 42° 19.8'N 144° 22.3'E 49km M:5.1 釧路沖	
3	鹿追町東町ほか
2	中富良野町市街地
1	富良野市若松町、 上富良野町大町 、南富良野町幾寅
2003年9月28日07:23:24.5 42° 11.4'N 142° 58.1'E 51km M:5.2 日高支庁東部	
4	浦河町潮見
2	中富良野町市街地
1	富良野市若松町、 上富良野町大町 、南富良野町幾寅
2003年9月29日11:36:55.0 42° 21.5'N 144° 33.1'E 43km M:6.5 釧路沖	
4	釧路町別保
2	富良野市若松町、中富良野町市街地、南富良野町幾寅
1	旭川市8条通、 上富良野町大町
2003年9月29日16:49:58.8 42° 23.9'N 144° 3.3'E 64km M:5.5 十勝沖	
3	足寄町上螺湾ほか
2	中富良野町市街地
1	上富良野町大町 、南富良野町幾寅
2003年10月11日09:08:48.1 41° 51.8'N 144° 26.3'E 28km M:6.1 十勝沖	
3	厚真町京町ほか
2	中富良野町市街地
1	富良野市若松町、 上富良野町大町 、南富良野町幾寅
2003年11月24日21:18:17.6 42° 19.0'N 143° 0.1'E 52km M:5.3 日高支庁東部	
4	幕別町忠類錦町
2	富良野市若松町、中富良野町市街地
1	上富良野町大町 、南富良野町幾寅
2003年12月12日10:46:19.2 42° 29.0'N 143° 1.8'E 59km M:5.0 十勝支庁南部	
3	新冠町北星町ほか
1	富良野市若松町、 上富良野町大町 、中富良野町市街地、南富良野町幾寅
2004年6月11日03:12:10.1 42° 19.3'N 143° 7.8'E 48km M:5.2 十勝支庁南部	
3	幕別町忠類錦町ほか
2	中富良野町市街地
1	富良野市若松町、 上富良野町大町 、南富良野町幾寅
2004年7月20日05:58:40.2 42° 31.8'N 143° 5.8'E 98km M:5.0 十勝支庁南部	
3	幕別町忠類錦町ほか
2	中富良野町市街地
1	富良野市若松町、 上富良野町大町 、南富良野町幾寅
2004年11月11日19:02:46.1 42° 4.8'N 144° 29.1'E 39km M:6.3 十勝沖	
4	釧路町別保
2	富良野市若松町、中富良野町市街地、南富良野町幾寅
1	旭川市宮前通東、 上富良野町大町
2004年11月27日07:42:37.5 42° 19.5'N 143° 4.8'E 51km M:5.6 十勝支庁南部	
4	浦河町潮見ほか
2	中富良野町市街地
1	富良野市若松町、 上富良野町大町 、南富良野町幾寅
2004年11月29日03:32:14.5 42° 56.7'N 145° 16.5'E 48km M:7.1 釧路沖	
5強	釧路町別保ほか
3	富良野市若松町、中富良野町市街地、南富良野町幾寅
2	旭川市宮前通東、 上富良野町大町
2004年12月6日23:15:11.8 42° 50.8'N 145° 20.5'E 46km M:6.9 釧路沖	
5強	厚岸町尾幌
3	富良野市若松町、中富良野町市街地、南富良野町幾寅

2	旭川市宮前通東、 上富良野町大町
2004年12月14日 14:56:10.5 44° 4.6'N 141° 41.9'E 9km M:6.1 留萌支庁南部	
5強	苫前町旭
2	旭川市宮前通東、 上富良野町大町 、中富良野町市街地
1	富良野市若松町、南富良野町幾寅
2005年1月18日 23:09:6.6 42° 52.5'N 145° 0.4'E 50km M:6.4 釧路沖	
5強	厚岸町尾幌
2	富良野市若松町、中富良野町市街地、南富良野町幾寅
1	上富良野町大町
2005年8月16日 11:46:25.7 38° 8.9'N 142° 16.6'E 42km M:7.2 宮城県沖	
6弱	宮城県川崎町
2	富良野市若松町、中富良野町市街地
1	旭川市宮前通東、 上富良野町大町 、南富良野町幾寅
2005年11月15日 06:38:51.3 38° 1.6'N 144° 56.6'E 45km M:7.2 三陸沖	
3	新ひだか町静内ときわ町ほか
2	中富良野町市街地
1	富良野市若松町、 上富良野町大町 、南富良野町幾寅
2007年2月17日 09:02:56.6 41° 43.9'N 143° 43.3'E 40km M:6.2 十勝沖	
4	浦幌町桜町ほか
2	富良野市若松町、富良野市末広町、中富良野町市街地、南富良野町役場、占冠村中央
1	旭川市宮前通東、 上富良野町大町 、南富良野町幾寅
2007年4月19日 00:07:31.0 42° 40.2'N 141° 56.8'E 126km M:5.6 胆振支庁中東部	
4	新冠町北星町ほか
2	富良野市若松町、中富良野町市街地
1	旭川市宮前通東、美瑛町本町、富良野市末広町、 上富良野町大町 、南富良野町幾寅、南富良野町役場、占冠村中央
2007年4月27日 01:37:57.2 42° 22.4'N 143° 36.3'E 58km M:5.2 十勝沖	
4	浦幌町桜町ほか
2	中富良野町市街地、南富良野町幾寅、南富良野町役場
1	富良野市若松町、富良野市末広町、 上富良野町大町 、占冠村中央
2007年7月16日 23:17:36.9 36° 51.9'N 135° 6.2'E 374km M:6.7 京都府沖	
4	浦幌町桜町
2	中富良野町市街地、南富良野町役場
1	富良野市若松町、 上富良野町大町 、南富良野町幾寅、占冠村中央
2007年10月27日 20:51:23.1 43° 23.4'N 142° 21.2'E 13km M:3.1 上川支庁南部	
2	富良野市若松町、中富良野町市街地
1	富良野市末広町、 上富良野町大町
2008年7月24日 00:26:19.6 39° 43.9'N 141° 38.1'E 108km M:6.8 岩手県沿岸北部	
6弱	青森県八戸市ほか
4	函館市泊町ほか
3	中富良野町市街地
2	富良野市若松町、富良野市末広町、 上富良野町大町 、南富良野町役場、占冠村中央
1	旭川市宮前通東、美瑛町本町、南富良野町幾寅
2008年9月11日 09:20:51.3 41° 46.5'N 144° 9.0'E 31km M:7.1 十勝沖	
5弱	新冠町北星町ほか
3	富良野市若松町、中富良野町市街地
2	旭川市宮前通東、旭川市7条、美瑛町本町、美瑛町忠別、富良野市末広町、 上富良野町大町 、南富良野町幾寅、南富良野町役場、占冠村中央

※ 各震度観測点の観測開始日時

名称	観測開始日時	所属	名称	観測開始日時	所属
旭川市8条通	1889年	気象庁	富良野市末広町	2006年3月1日12時	防災科研
旭川市宮前通東	2004年10月1日12時	気象庁	上富良野町大町	1996年4月1日12時	気象庁
旭川市7条	2006年3月1日12時	防災科研	中富良野町市街地	2002年7月29日12時	北海道庁
美瑛町本町	2006年3月1日12時	防災科研	南富良野町幾寅	1994年7月15日12時	気象庁
美瑛町忠別	2006年6月20日12時	防災科研	南富良野町役場	2006年3月1日12時	防災科研
富良野市若松町	1996年4月1日12時	気象庁	占冠村中央	2006年3月1日12時	防災科研

資料5 気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

1. 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
2. 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
4. 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
5. この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0	人は揺れを感じない。						
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。 [停電する家庭もある。]	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5強	非常に恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。 [一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。 [一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。 [一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
7	揺れにほんろうさされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

* ライフラインの [] 内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである

上富良野町耐震改修促進計画

平成 21（2009）年 2 月 1 日

上富良野町建設水道課

北海道空知郡上富良野町大町 2 丁目 2 番 11 号

TEL 0167-45-6981 FAX 0167-45-5362